

平成 23 年度
知床国立公園適正利用等検討業務
報告書

平成 24 年 3 月

環境省釧路自然環境事務所
環境コンサルタント株式会社

目 次

1 業務概要	1
1-1 業務名	1
1-2 目的	1
1-3 期間	2
1-4 業務内容	2
1-5 委託者	2
1-6 受託者	2
2 検討会議等の運営	3
2-1 検討会議等の運営	3
2-2 知床世界自然遺産地域適正利用・ エコツーリズム検討会議	8
2-3 知床世界自然遺産地域適正利用・ エコツーリズム検討会議起草部会	17
3 利用適正化のためのルール作成、 ルール周知のための戦略のとりまとめ	25
3-1 エコツーリズム戦略策定に向けた 前年度からの経緯	25
3-2 エコツーリズム戦略（案）策定への手順	26

資料編

- 1) 業務実施計画書
- 2) 第1回検討会議資料（抜粋）
 - ・各部会からの進捗状況報告
 - ・適正利用・エコツーリズム関連調査（マーケティングとモニタリング）の方針
- 3) 第2回検討会議資料（抜粋）
 - ・各部会からの進捗状況報告
 - ・既存計画の取扱いについて
- 4) 知床エコツーリズム戦略(案)

別冊 資料集

【会議配布資料】

1. 第1回知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議
2. 第2回知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議

3. 知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議
第1回知床エコツーリズム戦略起草部会
4. 知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議
第2回知床エコツーリズム戦略起草部会

【議事概要】

1. 第1回知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議
2. 第2回知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議
3. 知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議
第1回知床エコツーリズム戦略起草部会
4. 知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議
第2回知床エコツーリズム戦略起草部会

1 業務概要

1-1 業務名

平成 23 年度 知床国立公園適正利用等検討業務

1-2 目的

知床国立公園では、原始性の高い自然や野生動物とのふれあいを求める利用ニーズの増大と利用の多様化に伴い、利用者の集中や不適切な利用に伴う自然環境への悪影響が懸念されている。

このような状況に対応するため、環境省は、平成 13 年度から、関係機関・関係団体と協力して、知床国立公園の利用適正化に向けて、「知床国立公園適正利用基本構想（平成 13 年度）」、「知床半島先端部地区利用適正化基本計画（平成 16 年 12 月）」、「知床半島中央部地区利用適正化実施計画（平成 19 年度より毎年）」、「知床半島中央部地区利用適正化基本計画（平成 17 年 9 月）」、「知床半島先端部地区利用の心得（平成 20 年 1 月）」、「知床半島中央部地区利用の心得（平成 21 年 1 月）」を策定し、これらの計画に基づき、施策を展開してきており、平成 23 年度からは新たに知床世界自然遺産地域も対象とした知床の適正な利用を検討している。

知床五湖地区において、利用調整地区の導入による利用のコントロールを平成 23 年度から実施しているが、知床国立公園のその他の利用拠点である知床連山地区、羅臼湖地区、及び知床半島先端部地区においても、利用者の増加による自然環境や自然体験の質への悪影響、及び野生動物との軋轢等が懸念されている。また、近年、体験利用の増加等、利用形態の多様化が進んでいるとともに、海域レクリエーション利用における野生動物への悪影響も指摘されている。

平成 22 年度より、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道が事務局を務める知床世界自然遺産地域科学委員会適正利用・エコツーリズムワーキンググループと知床世界自然遺産地域連絡会議適正利用・エコツーリズム部会の合同開催による「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」が新たに設置され、知床世界自然遺産地域において、関係者の合意形成を図りつつ、利用適正化のためのルール作成、ルールの周知等を行っている。

本業務では、「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」および検討会議の有志による「エコツーリズム戦略起草部会」を運営し、その結果をとりまとめた。

1-3 履行期間

平成 23 年 5 月 23 日～平成 24 年 3 月 30 日

1-4 業務内容

- (1) 請負業務実施計画書の作成及び提出
- (2) 検討会議等の運営
- (3) 利用適正化のためのルール作成、ルールの周知のための戦略のとりまとめ

1-5 委託者

環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

担当官 国立公園・保全整備課 高見沢 敏男

担当官 ウトロ自然保護官事務所 野川 裕史

担当官 羅臼自然保護官事務所 三宅 悠介

1-6 受託者

環境コンサルタント株式会社

北海道釧路郡釧路町中央 6-15-2 電話 0154-40-2331

主任技術者 環境技術部 田村由紀

担当技術者 環境技術部 秋元明美

2 検討会議等の運営

2-1 検討会議等の運営

(1) 開催回数及び開催場所

① 検討会議 計 2 回

第 1 回検討会議：平成 23 年 6 月 17 日（斜里町）

第 2 回検討会議：平成 24 年 3 月 13 日（羅臼町）

② 起草部会 計 2 回

第 1 回起草部会：平成 23 年 10 月 4 日（斜里町）

第 2 回起草部会：平成 23 年 12 月 13 日（斜里町）

(2) 打ち合わせ

検討会議および起草部会の開催の際に、作業内容の確認を行った。その内容について以下に整理した。

表 打ち合わせ記録

日付	項目
H23.5.24	事務局会議
H23.6.10	第 1 回検討会議 開催前準備作業について
H23.6.13	第 1 回検討会議 開催前準備作業について
H23.6.15	第 1 回検討会議 開催前準備作業について
H23.6.16	第 1 回検討会議 開催前準備作業について
H23.6.17	【第 1 回検討会議】
H23.6.22	第 1 回検討会議 開催後作業について
H23.6.23	構成員あて執筆依頼送付について
H23.7.15	第 1 回検討会議 開催後作業について
H23.8.17	戦略案とりまとめ、今後のスケジュールについて
H23.9.2	戦略文章案の整理方針について
H23.9.3	戦略文章案の整理について
H23.9.12	事務局会議出席
H23.9.16	第 1 回起草部会 開催前準備作業について
H23.9.26	第 1 回起草部会 開催前準備作業について
H23.9.29	第 1 回起草部会 開催前準備作業について
H23.10.3	第 1 回起草部会 開催前準備作業について
H23.10.4	【第 1 回起草部会】
H23.10.6	第 1 回起草部会 開催後作業について
H23.10.19	エコツーリズム戦略付属資料整理方針について
H23.10.29	事務局会議出席
H23.11.22	エコツーリズム戦略付属資料について

H23. 11. 24	第 2 回起草部会	開催前準備作業について
H23. 11. 28	第 2 回起草部会	開催前準備作業について
H23. 11. 30	第 2 回起草部会	開催前準備作業について
H23. 12. 1	第 2 回起草部会	開催前準備作業について
H23. 12. 5	第 2 回起草部会	開催前準備作業について
H23. 12. 9	第 2 回起草部会	開催前準備作業について
H23. 12. 12	第 2 回起草部会	開催前準備作業について
H23. 12. 13	【第 2 回起草部会】	
H23. 12. 13	エコツーリズム戦略付属資料について	
H23. 12. 20	第 2 回検討会議	開催前準備作業について
H23. 12. 21	第 2 回検討会議	開催前準備作業について
H24. 1. 17	第 2 回検討会議	開催前準備作業について
H24. 2. 15	第 2 回検討会議	開催前準備作業について
H24. 3. 6	第 2 回検討会議	開催前準備作業について
H24. 3. 12	エコツーリズム戦略付属資料について	
H24. 3. 12	第 2 回検討会議	開催前準備作業について
H24. 3. 13	【第 2 回検討会議】	
H24. 3. 15	第 2 回検討会議	開催後作業について
H24. 3. 15	第 2 回検討会議	開催後作業について
H24. 3. 16	第 2 回検討会議	開催後作業について
H24. 3. 21	第 2 回検討会議	開催後作業について
H24. 3. 23	第 2 回検討会議	開催後作業について

(3) 開催案内

委員の日程を事前に確認し、環境省担当官と調整のうえ、検討会議開催の1か月前を目途に委員及び関係団体宛てに開催案内の発送および出欠のとりまとめを行い、起草部会については、環境省担当官と調整のうえ、開催案内の発送および出欠のとりまとめを行った。

(4) 資料作成

環境省担当官と調整のうえ、検討会議および起草部会に使用する資料を作成し、検討会議委員および関係団体と連絡調整を図った。また、環境省担当官と調整のうえ、各委員及び関係団体へ事前に送付した。

(5) 会場準備

会場の借り上げ及び会場の準備を行った。

(6) 議事録作成

議事の内容を記録し、参加者の確認を取った上で議事要旨を作成した。議事要旨は巻末に添付した。

(7) 謝金等支払い

検討会議及び起草部会について、下表に示す委員へ謝金及び旅費を支払った。また、知床世界自然遺産地域科学委員会の構成員等の専門家を別途招聘した。

表 知床世界自然遺産地域科学委員会
適正利用・エコツーリズムワーキンググループ委員

氏名	所属
敷田 麻実	北海道大学観光学高等研究センター
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院
石川 幸男	弘前大学白神自然環境研究所
小林 昭裕	専修大学北海道短期大学
庄子 康	北海道大学大学院農学研究院
中川 元	斜里町立知床博物館
間野 勉	北海道立総合研究機構環境科学研究センター

(8) ニュースレター原稿作成

検討会議の目的等及びエコツーリズム戦略の内容等を取りまとめ、地域住民向けのニュースレターの原稿を作成した。体裁は A4 版 2 ページ両面印刷用とした。(6-7 ページに掲載)



知床科学委員会 しんぶん

適正利用・エコツーリズム

検討会議 No.1

知床世界自然遺産地域
科学委員会

エコツーリズム
ワーキンググループ

適正利用・エコツーリズム
検討会議

河川工作物
アドバイザー会議

エコツーリズム
ワーキンググループ

エコツーリズム
ワーキンググループ

トピック 1

え?! それ何の会議? と思ったでしょ? (^o^)/

適正利用・エコツーリズム検討会議(略して”エコツアー検討会議”)は、専門家と地元関係団体、行政機関が集まり、知床における観光利用(エコツーリズム※を含む)について一緒に話し合う会議です。

トピック 2

話し合いを重ねてついに、「知床エコツーリズム戦略(案)」に合意!!

平成22年度より2年間かけて「知床エコツーリズム戦略」について議論を重ねてきました。平成24年3月13日開催の第2回エコツアー検討会議において、「知床エコツーリズム戦略(案)」に合意しました。ウラ面でくわしく説明します。

“エコツアー検討会議”の説明

① 特徴

地元の観光業・自然保護・漁業・行政機関といった関係者が集まり、そこへ科学的な知見を持つ専門家が加わって、多くの視点から活発な議論を進めています。

② 目的

エコツアー検討会議は、知床における観光などの適正な利用とエコツーリズムを推進するため、そして原生的な自然環境と野生生物を未来に引き継ぐために話し合いをしています。

③ 平成23年度の会議

平成23年6月17日に第1回検討会議を行い、平成24年3月13日に羅臼町で第2回検討会議を開催しました。この間、起草部会を2回開催しました。

④ 構成メンバー

○科学委員会 ワーキンググループ

- 敷田 麻実(北海道大学)【座長】
- 愛甲 哲也(北海道大学)
- 石川 幸男(弘前大学)
- 小林 昭裕(専修大学北海道短期大学)
- 中川 元(知床博物館)
- 庄子 康(北海道大学)
- 間野 勉(道総研 環境科学研究センター)

ガイドが担う役割は大きい。育成についても記載すべき!

原生的な自然を体験できる仕組みも、過剰利用にならない仕組みが必要だ!

その仕組み自体がすでに適正な利用の推進だと思う。

事業者として、お客さまにアンケートを配布するなど積極的にモニタリングに協力したい!

○地域連絡会議 部会

- | | |
|-----------------|------------------|
| ウトロ地域協議会 | 知床小型観光船協議会 |
| ウトロ漁業協同組合 | 知床羅臼観光船協議会 |
| 知床斜里町観光協会 | 一般財団法人自然公園財団知床支部 |
| 知床羅臼町観光協会 | 釧路開発建設部 |
| 羅臼町・知床世界自然遺産協議会 | 網走開発建設部 |
| 羅臼漁業協同組合 | 釧路運輸支局 |
| 知床ガイド協議会 | 北見運輸支局 |
| 公益財団法人 知床財団 | 網走海上保安署 |
| 知床エコツーリズム推進協議会 | 羅臼海上保安署 |
| 斜里山岳会 | 北海道警察釧路方面本部 |
| 羅臼山岳会 | 北海道警察北見方面本部 |
| 羅臼遊漁釣り部会 | 斜里町 |
| 斜里第一漁業協同組合 | 羅臼町 |

知床にしかない魅力! 体験してルールをきっちり出そう!

エコツアー戦略では曖昧ではなく、強い表現で書こう!

※【エコツーリズム】 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた



「エコツアー戦略」って何？

① 知床観光の基本方針です☆

知床エコツーリズム戦略（略してエコツアー戦略）は、今までなかった知床の観光利用全体（エコツーリズムを含む）の方向性を示す基本方針を定めたものです。

「エコツアー戦略」では策定の背景、観光利用における課題、知床の守るべき価値について改めて整理し、関係者間で共通認識を持つことができました。

これらを踏まえた上で基本方針、将来目標、目標実現のための方策を設定し、さらに、提案と承認の仕組みや会議の運営について定めています。

「エコツアー戦略」基本方針



知床の観光利用は、3つの基本原則に基づいて推進します。推進にあたって必要な視点として、8つの項目を設定しました。

② 知床ならではの特徴があります

- 地域主導を重視した目的
- 新たな検討の枠組み
- 判断基準の設定

「エコツアー戦略」には、地域が主体となって知床の魅力を最大限発信するための話し合いの仕組みと、新しい提案の判断基準が盛り込まれています。

会議の内容をもっと知りたい方はコチラ

知床データセンター
<http://dc.shiretoko-whc.com/>

他にも知床で行われている様々な研究データをご覧いただけます！
会議は公開しています。ぜひ討論を見学に来て下さい。

◆ お問い合わせ先 ◆

環境省釧路自然環境事務所
☎085-8639 北海道釧路市幸町 10-3
ℓ0154-32-7500/ℒ0154-32-7575

■発行：環境省
■制作：環境コンサルタント株式会社
■発行日：2012年3月30日

平成23年度に話し合ったこと

① 知床エコツーリズム戦略（案）の作成について

エコツアー戦略（案）の文章化の手順、文章案の募集および起草部会による話し合いを経て数回の校正を行い、平成24年3月にエコツアー戦略（案）について合意されました。

② 各部会からの報告

知床五湖地区やカムイワッカ地区、羅臼湖地区など、それぞれの地区での課題や取組などを検討している部会から、具体的な検討結果について報告があり話し合いました。

③ モニタリングについて

エコツーリズムを推進するため、観光客数や観光が自然に与える影響など、必要なモニタリングの手法や内容について討議しました。

④ その他

エコツアー戦略の策定に当たり、エコツアー検討会議設置以前に定められた計画や利用の心得について、今後取扱を検討していく方針を討議しました。

これから話し合うこと・実行すること

平成24年度には、エコツアー戦略についてパブリックコメント・住民説明会を行います。また、試行的に運用を開始します。

これらの結果を踏まえ、更に修正、検討を行い、平成24年度末までの策定を予定しています。

各部会での検討やモニタリングについて、引き続き取り組む予定です。

2-2 知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議

(1) 開催の経緯

知床の適正な利用およびエコツーリズムの推進を図り、多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継ぐとともに、良質な自然体験を提供するため、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道が事務局を務める知床世界自然遺産地域科学委員会適正利用・エコツーリズムワーキンググループと知床世界自然遺産地域連絡会議適正利用・エコツーリズム部会の合同開催による「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」が開催された。検討会議の開催について以下に概要を整理する。知床エコツーリズム戦略（案）の策定に係る経過については次章にまとめる。なお、検討会議で構成員に配布した資料については、知床データセンター(<http://dc.shiretoko-whc.com/meeting/riyou.html>)で公開している。

(2) 平成 23 年度第 1 回会議概要

開催日時：平成 23 年 6 月 17 日（金） 14:00～17:00

開催場所：斜里町産業会館 大ホール（斜里町本町 29 番地）

出席者：委員 5名

地域関係団体及び関係行政機関 17名

事務局 19名

計 41名

○主な議事

1. 知床エコツーリズム戦略について
2. 個別部会等からの報告
3. モニタリング調査について
4. ヒグマ保護管理方針について

○主な合意事項

1. 知床エコツーリズム戦略作成スケジュールについて合意
 - ・ 戦略について骨子に沿って構成団体等から文章案を募集することとした。
 - ・ 意見募集の書式を加え、依頼文をおくることとした。
 - ・ 事務局及び両町で各構成団体に対し説明・サポートを行うこととした。
2. 知床エコツーリズム戦略素案について

- ・ 戦略骨子を元に構成と一部の文章例を示した事務局作成の素案（たたき台）について意見交換を行った。
 - ・ 主に戦略策定の目的の確認や実行体制、戦略策定後の具体的な案件についての実行力に関する意見が出された。
 - ・ 戦略の位置づけ、決め方、作成方法について合意。
3. 個別部会等からの報告について
- ・ 知床五湖、カムイワッカ、ウトロ海域、羅臼湖における各個別部会等からの進捗報告を行った。（各個別部会からの報告については巻末に示す。）
 - ・ ウトロ海域における海鳥の保護と持続可能な海域利用検討会を適正利用・エコツーリズム検討会議ウトロ海域部会と名称変更することが了承され、以後個別部会の呼称を変更し部会とすることとした。
4. モニタリング調査方針について合意
- ・ 方針策定後の実効力について懸念する意見があった。
 - ・ 現地をよく知る地元関係者を積極的に活用することを修正として盛り込むこととした。
5. ヒグマ保護管理方針（案）について
- ・ 策定作業中のヒグマ保護管理方針（案）について確認された。

平成23年度 第1回 適正利用・エコツーリズム検討会議
出席者名簿

日 時：平成23年6月17日（金）14時00分～17時00分
場 所：斜里町産業会館 大ホール

機 関 名	職 名	氏 名
【委員】		
北海道大学 観光学高等研究センター	教 授	敷田 麻実
北海道大学大学院農学研究院	准 教 授	愛甲 哲也
弘前大学白神自然環境研究所	教 授	石川 幸男
専修大学北海道短期大学	教 授	小林 昭裕（欠）
北海道大学大学院農学研究院	准 教 授	庄子 康（欠）
知床博物館		中川 元
北海道立総合研究機構環境・地質 研究本部環境科学研究所	研究主幹	間野 勉
【地域関係団体】		
ウトロ地域協議会		<欠 席>
ウトロ漁業協同組合		<欠 席>
知床斜里町観光協会	会 長	上野 洋司
知床斜里町観光協会	専務理事	青木 憲一
知床羅臼町観光協会	会 長	辻中 義一
羅臼町・知床 世界自然遺産協議会	副会長	佐々木 泰幹
羅臼漁業協同組合		<欠 席>
知床ガイド協議会	代 表	山本 泰寛
（財）知床財団	事務局長	山中 正実
〃	事務局次長	田澤 道広
〃	企画調整担当 主幹	新藤 薫
知床エコツーリズム 推進協議会		喜来 規幸
知床自然保護協会		<欠 席>
斜里山岳会	会 長	遠山 和雄
羅臼山岳会		<欠 席>
羅臼遊漁釣り部会		石見 公夫
斜里第一漁業協同組合		<欠 席>
知床小型観光船協議会		<欠 席>
知床羅臼観光船協議会		<欠 席>
（財）自然公園財団 知床支部	所長	代田 克雄

機 関 名	職 名	氏 名
【関係行政機関】		
北海道開発局 釧路開発建設部技術管理課		<欠 席>
北海道開発局 網走開発建設部技術管理課	課長補佐	高橋 克也
北海道運輸局 北見運輸支局		<欠 席>
北海道運輸局 釧路運輸支局		<欠 席>
第一管区海上保安部警備救難部 刑事課		<欠 席>
網走海上保安署		<欠 席>
羅臼海上保安署		<欠 席>
北海道警察 釧路方面本部交通課		<欠 席>
北海道警察 北見方面本部交通課		<欠 席>
斜里町 経済部商工観光課	観光係長	河井 謙
〃 総務環境部環境保全課	自然保護係長	岡田 秀明
〃	自然保護係	東 優里
羅臼町 水産部商工観光課	主 事	遠嶋 伸宏
【事務局】		
環境省 釧路自然環境事務所	所 長	野口 明史
環境省 釧路自然環境事務所	次 長	則久 雅司
環境省 釧路自然環境事務所	国立公園企画官	荒畑 正広
環境省 釧路自然環境事務所	自然保護官	加藤 倫之
環境省 釧路自然環境事務所	課長補佐	高見沢 敏男
環境省 ウトロ自然保護官事務所	上席自然保護官	野川 裕史
環境省 ウトロ自然保護官事務所	自然保護官	中村 仁
環境省 羅臼自然保護官事務所	自然保護官	三宅 悠介
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	自然遺産保全 調整官	梶岡 雅人
〃 保全調整課	保全調整係長	重藤 有史
〃 知床森林センター	所 長	金澤 博文
〃	企画官	石崎 峰孝
北海道 環境生活部環境局自然環境課	主 幹	永田 英美
〃	主 査	小宮山 健太
〃	主 任	中村 由紀
北海道 林-つ総合振興局 保健環境部環境生活課	課 長	石川 誠
〃	係 長	大宮 久俊
北海道 林-つ総合振興局 網走建設管理部事業室道路課	係 長	岩崎 弘志
北海道 根室振興局 保険環境部環境生活課	課 長	村松 正道



第 1 回 検討会議開催状況

(3) 平成 23 年度第 2 回会議概要

開催日時：平成 24 年 3 月 13 日（火）13:00～16:00

開催場所：羅臼町公民館 大集会室（羅臼町栄町 102）

出席者：委員 6 名

オブザーバー 1 名

地域関係団体及び関係行政機関 23 名

事務局 14 名

計 44 名

○主な議事

1. 知床エコツーリズム戦略（案）の合意と試行について
2. 個別部会等からの報告
3. モニタリング調査について
4. 知床国立公園利用適正化基本計画及び利用の心得の今後の取扱いについて

○主な合意事項

1. 知床ココツーリズム戦略（案）の試行について合意。
 - ・ 戦略（案）の内容について、「現状の課題」他についての追加、修正意見、提案等があり、文案修正をすることに合意。
 - ・ 平成 24 年度より戦略の試行的な運用を開始することに合意。また、試行を踏まえて戦略の事務取扱要領等を作成することとした。
 - ・ 並行してパブリックコメントや地元説明会等を実施し、試行結果も踏まえて平成 24 年度中に戦略を最終確定することとした。
2. 個別部会等からの報告について
 - ・ 知床五湖、カムイワッカ、ウトロ海域、羅臼湖、知床連山における各個別部会等からの進捗報告を行った。（各個別部会からの報告については巻末に示す。）
 - ・ カムイワッカ地区のマイカー規制、湯の沢利用対策の両協議会を統合し、硫黄山登山口の新しい利用を含めた部会化について合意。
 - ・ 羅臼湖地区のルート変更について、開発局にバス停の移設を依頼したことを報告。
3. モニタリング調査について
 - ・ アンケート調査について、調査不足やそれぞれの調査の関係について検討が必要である等の意見が出された。
 - ・ アンケート調査について、斜里町、羅臼町や両観光協会で設問や回

収方法を統一する等の提案が出された。

- ・ モニタリング計画案について、地元関係団体の協力を得られるものについては、ヒアリングを行い修正することとした。
4. 知床国立公園利用適正化基本計画及び利用の心得の今後の取扱いについて合意。
- ・ 利用適正化基本計画は知床国立公園管理計画に必要な内容を反映させ、利用の心得は基本的には今後とも継続して活用することで合意。
 - ・ 利用の心得について、エコツーリズム戦略に基づく実効性のある仕組み作りの検討が必要である等の意見が出された。
 - ・ 知床岬の利用に関する申し合わせ事項について修正または全面改訂が必要であるとの意見が出された。

平成23年度 第2回 適正利用・エコツーリズム検討会議
出席者名簿

日 時：平成24年3月13日（火）13時00分～16時00分
場 所：羅臼町公民館 大集会室

機 関 名	職 名	氏 名
【委員】		
北海道大学 観光学高等研究センター	教 授	敷田 麻実
北海道大学大学院農学研究院	准 教 授	愛甲 哲也
弘前大学白神自然環境研究所	教 授	石川 幸男（欠）
専修大学北海道短期大学	教 授	小林 昭裕
北海道大学大学院農学研究院	准 教 授	庄子 康
斜里町立知床博物館		中川 元
北海道立総合研究機構環境・地質 研究本部環境科学研究センター	研究主幹	間野 勉
【オブザーバー】		
知床世界自然遺産地域科学委員会	委員長	大泰司 紀之
【地域関係団体】		
ウトロ地域協議会		<欠 席>
ウトロ漁業協同組合		<欠 席>
知床斜里町観光協会	会 長	上野 洋司
知床エコツーリズム推進協議会	知床斜里町観光協会 専務理事	青木 憲一
知床羅臼町観光協会	事務局長	池上 美穂
羅臼町・知床 世界自然遺産協議会	副会長	佐々木 泰幹
羅臼漁業協同組合		<欠 席>
知床ガイド協議会	代 表	山本 泰寛
(財) 知床財団	事務局長	山中 正実
(財) 知床財団	事務局次長	田澤 道広
(財) 知床財団	羅臼地区事業係 主任	坂部 皆子
(財) 知床財団	普及研修係	秋葉 圭太
知床自然保護協会		<欠 席>
斜里山岳会	会 長	遠山 和雄
斜里山岳会	理 事	滝沢 大徳
羅臼山岳会		石田 理一郎
羅臼遊漁釣り部会		石見 公夫
羅臼遊漁釣り部会	羅臼遊漁船部会 小型船部会長	浜田 久吉
斜里第一漁業協同組合		<欠 席>
知床小型観光船協議会		神尾 昇勝
知床羅臼観光船協議会	会 長	長谷川 正人
(財) 自然公園財団 知床支部	所 長	代田 克雄

機 関 名	職 名	氏 名
【関係行政機関】		
北海道開発局 釧路開発建設部技術管理課	企画調整係長	角田 真一
北海道開発局 網走開発建設部技術管理課		<欠 席>
北海道運輸局 北見運輸支局		<欠 席>
北海道運輸局 釧路運輸支局		<欠 席>
網走海上保安署		<欠 席>
羅臼海上保安署		<欠 席>
北海道警察 釧路方面本部交通課		<欠 席>
北海道警察 北見方面本部交通課		<欠 席>
斜里町 経済部商工観光課	観光係長	河井 謙
斜里町 総務環境部環境保全課	自然保護係長	岡田 秀明
羅臼町 水産商工観光課	商工観光係長	湊 慶介
羅臼町 水産商工観光課	主 事	遠嶋 伸宏
羅臼町教育委員会	自然環境専門 指導員	金澤 裕司
【事務局】		
環境省 釧路自然環境事務所	所 長	野口 明史
環境省 釧路自然環境事務所	次 長	中山 隆治
環境省 釧路自然環境事務所	課長補佐	高見沢 敏男
環境省 ウトロ自然保護官事務所	上席自然保護官	野川 裕史
環境省 ウトロ自然保護官事務所	自然保護官	山岸 隆彦
環境省 羅臼自然保護官事務所	自然保護官	三宅 悠介
北海道森林管理局 保全調整課	自然遺産保全 調整官	梶岡 雅人
北海道森林管理局 保全調整課	保全調整係長	重藤 有史
北海道森林管理局 知床森林センター	所長	金澤 博文
"	企画官	石崎 峰孝
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	署長	井上 康之
北海道森林管理局 網走南部森林管理署	流域管理調整官	栗谷川 徹
北海道 環境生活部自然環境課	主査	小宮山 健太
北海道 根室振興局環境生活課	課長	村松 正道



第2回 検討会議開催状況（1）



第2回 検討会議開催状況（2）

2-3 知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議起草部会

(1) 開催の経緯

第1回の検討会議により、知床エコツーリズム戦略(素案)が提示され、検討会議構成員に対し、文章案や意見等の提出を要請した。提出された130件の文章案や意見等について、その取扱い方針の整理を目的として開催された。知床エコツーリズム戦略(案)の策定に係る詳細については次章にまとめる。開催概要のみ以下に整理する。

(2) 平成23年度第1回起草部会概要

開催日時：平成23年10月4日(火)14:00～17:00

開催場所：知床世界遺産センター(斜里町ウトロ西186-10)

出席者：委員 3名

地域関係団体及び関係行政機関 22名

事務局 8名

計 33名

○主な議事

1. 知床エコツーリズム戦略の策定手順について
2. 知床エコツーリズム戦略の実行体制について
3. 知床エコツーリズム戦略文章案の分類について

○主な協議事項

1. 知床エコツーリズム戦略の実行体制について
 - ・ 法律で規制されていないグレーゾーンの取扱いについての意見が出された。
 - ・ 今後の意見を踏まえて戦略(案)策定後に議論することが提案された。



第1回 起草部会開催風景（全体）



第1回 起草部会開催風景（A班）



第1回 起草部会開催風景（B班）



第1回 起草部会開催風景（C班）

(3) 平成 23 年度第 2 回起草部会概要

開催日時：平成 23 年 12 月 13 日（火）14:00～17:00

開催場所：斜里町ゆめホール（斜里町本町 4）

出席者：委員 4 名

地域関係団体及び関係行政機関 20 名

事務局 9 名

計 33 名

○主な議事

1. 知床エコツーリズム戦略（素案）について

○主な協議事項

本部会で協議された主な事項について、エコツーリズム戦略（素案）の章ごとに以下に記載する。

1. 現状と課題について

- ・ 戦略の本文に載せきれない個別の内容については付属資料に移行する。
- ・ （4）今後予想される課題の中にある「海外からの観光客の増加に伴う多言語対応」については、既に現在生じている課題であるという指摘があった。
- ・ （4）今後予想される課題にある「冬期利用の拡大に伴う野生動物への影響」について、「冬期」をとって、「利用時期や利用エリアの拡大に伴う野生動植物」などの表現が良いとの意見があった。

2. 既存の法律と制度の体系について

- ・ 各法律等の具体的な説明は付属資料へ移行
- ・ 法律や制度以外に、地域の自主ルール等も取りまとめ付属資料へ移行。

3. 基本方針について

- ・ 法的な規制、安全対策、関係行政機関の連携等について記述を追加することとした。また、経済的な視点に基づいた項目を追加すべきとの意見があった。

4. 将来目標について

- ・ 管理下において、原生自然の利用を促進するような記述をする等の意見が出された。

5. 具体的方策について

- ・ 目標に対応する具体的方策がない等の意見が出された。
- ・ 海外からの観光客に対応するため、英語表記に関する記述を追加すべきとの意見が出された。
- ・ 守るべきルールの設定と指導について、ルールを遵守したものが知床らしい良好な自然体験を享受できるというようにポジティブな表現にすべきとの指摘があった。
- ・ 情報の発信については、イメージを的確に発信するためのメディア戦略のようなものであり、関係者も参加する仕組みとは分けて考えるべきとの意見があった。

6. 戦略の実行体制について

- ・ 戦略の試行の仕組みについて、提案から実行までに長い時間を要することについて懸念する意見があった。
- ・ 提案の受付について、斜里町、羅臼町にて事前相談を受けられないか等の意見が出された。
- ・ 提案が最終決定される時の決め方について、今後改めて議論が必要。

7. 守るべき知床の価値について

- ・ 戦略にどう守るかをきちんと明記し、それに基づいた目標や取組があるべきとの指摘があった。
- ・ 文化に関する価値に地名が抜けているが、地名の価値や保存は重要な部分であり、価値の活用という部分にも追加すべきとの指摘があった。
- ・ 上記意見を踏まえ、守るべき知床の価値について、中川委員、知床財団、事務局で再構成することとなった。



第2回 起草部会開催風景

3 利用適正化のためのルール作成、ルール周知のための戦略のとりまとめ

3-1 エコツアーリズム戦略策定に向けた前年度からの経緯

- 平成 22 年 6 月 22 日 第 1 回適正利用・エコツアーリズム検討会議
 - ・ 科学委員会 WG と地域連絡会議部会の合同開催による検討会議の立ち上げ。
 - ・ 新体制で取り扱う全体テーマとして IUCN 勧告に対応できる統合的なエコツアーリズム戦略の策定を進めることとした。
 - ・ エコツアーリズム戦略は骨子を 1 年目、2 年目に内容、3 年目に実施もしくは完成というスケジュールを目標とすることとした。

- 平成 22 年 11 月 8 日 第 2 回適正利用・エコツアーリズム検討会議
 - ・ 戦略の 3 つの基本原則、戦略の対象・対象範囲を討議した。
 - ・ 戦略の策定方法として検討会議構成員の有志による起草部会を開催し、戦略骨子を検討することとした。

- 平成 22 年 12 月 17 日 第 1 回エコツアーリズム戦略起草部会
 - ・ 2 班に分かれ、ワークショップ形式にて、骨子のアイデア出しを実施した。

- 平成 23 年 1 月 18 日（ウトロ）、平成 23 年 1 月 20 日（羅臼）起草作業
 - ・ 検討会議構成員有志により、第 1 回起草部会で出された骨子のアイデアを整理する作業をウトロ、羅臼に分かれて実施した。

- 平成 23 年 2 月 9 日 第 2 回エコツアーリズム戦略起草部会
 - ・ 戦略の構成、基本方針、目標、具体的方策、実施体制について意見交換を行い骨子の作成を進めた。

- 平成 23 年 3 月 10 日 第 3 回適正利用・エコツアーリズム検討会議
 - ・ 戦略の名称を「知床エコツアーリズム戦略」とした。
 - ・ 知床エコツアーリズム戦略骨子について合意。

3-2 知床エコツーリズム戦略（案）策定への手順

(1) 平成 23 年度第 1 回検討会議から文章案募集まで

○平成 23 年 6 月 17 日 第 1 回適正利用・エコツーリズム検討会議

- ・目的、背景、課題、基本原則、対象について事務局にて文章化を行い、事務局素案について討議し、意見交換を行った。
- ・知床エコツーリズム戦略の文章案募集に関する説明を行い（検討会議（第 1 回）資料 1-1：参照）、6 月 22 日から各構成団体に宛て文章案募集の依頼を行った。7 月から 8 月にかけて、地域関係団体の会合等に事務局スタッフが招かれ、戦略の文章案作成にかかる助言・打ち合わせ等を実施した。募集期間内に 11 団体・個人より 130 件の文章案や意見等が提出された。

平成 23 年度適正利用・エコツーリズム検討会議（第 1 回）資料 1-1

各構成団体での文章化作業の実施法

(1) 文章化作業のねらい

- 知床エコツーリズム戦略は、知床世界自然遺産地域内のすべてのツーリズムを対象に、遺産地域に関わる者にとっての共通の将来目標とそれに至る方法の共有化を図るために策定するものである。
- 検討会議構成員が戦略の起草に参加し、広範な主体参加による戦略策定を目指す
これまでの検討会議において議論が進んだ項目については、事務局での文章化を進め、今後具体的な実行方策に直結する部分についてのアイデア・文章の素材を検討会議構成員より集める。

(2) 文章化作業の方法

- 文章化作業は、各々の構成団体・その構成員が、今後の知床世界遺産地域におけるエコツーリズム、観光利用の将来像を描き、それに向けたあるべき姿（遺産の価値やその価値の利用と保全の仕方、各構成団体の役割とその恩恵のあり方など）に関し、骨子の次の項目に留意して記述を行う。事務局素案の青字文章は例文であり、これを参考にしてよい。

骨子項目 6 (2) 基本方針－戦略策定と実行に当たって必要な視点

骨子項目 8 守るべき知床の価値

骨子項目 9 目標（できるだけ検証可能な目標設定が望ましい）

骨子項目 10 具体的方策

（施策メニュー：公的機関の施策のみならず、民間事業の施策も記述）

(3) 文章化作業のルール

- 構成団体での作成、構成団体に所属する個人での作成ともに OK
- 匿名での提出は認めない
- 文章に著作権を主張しない（文章構成・フレーズ・表現等への事務局・起草部会・検討会議でのアレンジを認める）

○箇条書きでの提出もかまわない（無理に文章として整えなくてもよい）

（４）文章化作業支援

- 各構成団体は、文章化作業の着手時、各団体内での意見集約時などに、検討会議事務局から支援スタッフを招くことができる。
- 支援スタッフは、作業手順の説明やアドバイスをを行い、各構成団体内での文章化作業を支援する。

（２）起草部会による峻別作業と文章化

○平成 23 年 10 月 4 日 第 1 回エコツアーリズム戦略起草部会

- ・ 第 1 回検討会議の意見を踏まえ、改定した戦略（事務局案）の実行体制について討議し、意見交換を行った。
- ・ 各構成団体等から提出された文章案等を峻別する作業を実施した。（第 1 回起草部会での作業手順及び峻別基準は次に添付する第 1 回起草部会資料 2-1 及び資料 2-2 による。）峻別作業は 3 班に分かれて実施し、戦略骨子の項目毎に割り振りを行い同時並行的に実施した。
- ・ 一部部会の開催時間内に終わらなかった作業は、以降各班構成員によるメール等により行われた。
- ・ 峻別された文章案の内容を踏まえ、事務局で戦略（素案）の文章化を進めた。

第 1 回知床エコツアーリズム戦略起草部会（2011.10.4）の進め方

開会

1. 知床エコツアーリズム策定手順のおさらい
 - －平成 23 年度第 1 回適正利用・エコツアーリズム検討会議資料の改訂版を用いて説明
2. 知床エコツアーリズム戦略起草部会の進め方の説明
〈作業手順〉
 - 2-1 「戦略の実行体制」の文章化作業
 - 1) 事務局案を提示し、本部会内で意見集約を行う。
 - 2) 本部会内での意見を加味し、事務局にて修文作業を行い次回検討会議 or 部会にて戦略案を提示、確認する。
 - 2-2 文章案募集範囲の文章化作業
 - 1) 知床エコツアーリズム戦略の文章量、文体について部会内での確認を行う。
 - 2) 設定された文章量・文体にあうように、各団体・機関からの文章案を峻別するため、分類項目・峻別の基準を部会内で決める。
 - 3) 定められた峻別基準に応じて文章案を分類していく作業を行う（起草部会参加者が多い場合、複数班に分かれ戦略の項目毎に作業を進める）。
 - 4) 時間内に作業が終了しなかった場合には、第 2 回起草部会を開催する。
 - 5) 峻別作業された結果をもとに事務局内で修文作業を行い次回検討会議 or 部会にて戦略案を提示、確認する。
3. 戦略の実行体制についての意見集約
 - 2-1 で確認された作業手順に従い、意見集約を進める。
4. 文章案募集範囲の文章化作業
 - 2-2 で確認された作業手順に従い、作業を進める。
分類項目案、峻別基準案は別紙資料のとおり
5. 総評・まとめ

閉会

知床エコツアーリズム戦略 文章案の分類項目と峻別基準

適正利用・エコツアーリズム検討会議事務局では、知床エコツアーリズム戦略の文体・分量等について次のように想定しています。

文体：読み手は検討会議構成員を対象とし、平易な文章で表現

分量：本文は 10 ページ程度 項目を単文で示し、その解説・補足を数行で示す程度

内容：個別具体的な事柄は避け、全体の方針となるような事柄、広く各題に対応できる事柄を記述する。

一方で、文章案としては詳しく解説する文案・資料の提供があったことから、知床エコツアーリズム戦略を理解し、賢く利用するための別冊・付属資料の作成を同時に行うことを検討します(別紙:知床エコツアーリズム戦略 付属資料参照)。

そのため、文章化作業をおこなう上で、各機関・団体からの文章案を以下の峻別基準を持って分類することとします。下記分類項目のうち、「参考意見及び資料」、「具体的アイデア」、については付属資料に盛り込みたいと考えています。

分類項目	峻別基準 (「→」は峻別時にさらに行っておくことが望ましい作業)
修正案	前回適正利用・エコツアーリズム検討会議にて出された事務局素案の文章に対する修正・加筆を行っているもの。
参考意見及び資料	具体的に素案の文章を修正・加筆したものではないが、修正・加筆のための意見が明示されていると判断されるもの。 戦略本文（全 10 ページを想定）に対して、文章量が多く、別添の資料編としてまとめるのが良いと判断されるもの。 →この項目に分類された文章案のなかで、戦略の本文への修正・加筆の案として使える語句・フレーズを抽出しておく。
具体的アイデア	戦略レベルではなく、具体的提案と判断されるもの。 →具体的提案から汎用性・応用性のある広義的な事柄、文案を出すことができるならばまとめておく。
感想など	上記他項目に分類されない事務局素案の文章に対する感想など

○平成 23 年 12 月 13 日 第 2 回エコツーリズム戦略起草部会

- ・ 提出された文章案を踏まえ、事務局で精査した戦略（素案）について検討し、意見交換を行った。
- ・ 提出された文章案の中から、「観光利用やエコツーリズムの現状と経緯の詳細」や「個別の課題解決に関するアイデア」についての文章を抽出し、戦略付属資料に盛り込むこととした。付属資料の作成については次節にまとめる。

(3) 第 2 回検討会議での案の合意

○平成 24 年 3 月 13 日 第 2 回適正利用・エコツーリズム検討会議

- ・ 第 2 回起草部会での議論を踏まえ、変更した戦略（案）について合意。承認された案を巻末に掲載する。
- ・ 平成 24 年度に試行的に運用され、運用の結果およびパブリックコメント・住民説明会の結果を踏まえ、平成 24 度末に正式に策定される予定。

(4) 次年度以降の進め方

○平成 24 年度 第 1 回適正利用・エコツーリズム検討会議まで

- ・ 斜里町、羅臼町にて提案の事前相談を検討会議の受付。（提案受付の締め切り：検討会議の 3 週間前）検討会議で、継続審議する提案の決定。
- ・ 戦略（案）についてパブリックコメントを実施し、整理して検討会議で報告。

○平成 24 年度 第 1 回エコツーリズム戦略起草部会まで

- ・ 戦略（案）についてパブリックコメントを踏まえた修正案を作成し、起草部会で討議。
- ・ 継続審議の決定した提案について、個別部会等の設置により検討し、起草部会で戦略の試行結果の評価を行う。

○平成 24 年度 第 2 回適正利用・エコツーリズム検討会議まで

- ・ 戦略の試行について、事務取扱要領などの検討を行い、検討会議で策定を目指す。
- ・ 部会からの提案について審議を行う。
- ・ 検討会議で戦略の最終決定を予定。

(5) 知床エコツーリズム戦略の策定

平成23年度第2回適正利用・エコツーリズム検討会議にて修正された知床エコツーリズム戦略案は、平成24年度に試行的に運用が開始される。運用の結果およびパブリックコメント・住民説明会の結果を踏まえ、平成24年度末に正式に策定される予定。平成24年度末の策定に向けたスケジュールについて表 平成24年度以降のスケジュールに示す。

表 平成24年度以降のスケジュール

年月	パブリックコメント等	戦略の試行	
H24	3月	平成23年度 第2回検討会議 戦略(案)について合意	
	4月	斜里町、羅臼町にて提案の事前相談を受付	
	5月		パブリックコメント実施
	6月		住民説明会
	7月		パブリックコメント整理
	8月		検討会議の3週間前 →提案受付の締切
	9月	平成24年度 第1回検討会議	
	10月	パブコメ結果について報告	継続審議する提案の決定
	11月	パブコメを踏まえた修正案の作成	個別部会等の設置による検討
	12月		
H25	1月	平成24年度 第1回起草部会	
	2月	※部会からの提案についても審議 ※事務取扱要領などの策定	事務取扱要領などの検討
	3月	平成24年度 第2回検討会議 戦略の最終決定	

3-3 知床エコツーリズム戦略（案）付属資料の作成

知床エコツーリズム戦略起草部会の意見を踏まえ、知床エコツーリズム戦略の本文を補完する資料として、各法律や地域の自主ルールをまとめた付属資料を作成することとした。また、関係者より寄せられた知床エコツーリズム戦略の文章案や意見のうち、戦略本文には記載しきれない詳細事項や、個別の課題解決に特化しているもの、戦略策定後に検討会議への提案がなされるべきアイデアについてもとりまとめた。とりまとめの方法について以下に整理し、とりまとめた付属資料はエコツーリズム戦略（案）とともに巻末に添付した。

(1) 付属資料 1 観光利用やエコツーリズムの経緯

観光利用やエコツーリズムの経緯をまとめるため、知床国立公園指定以降、第1次知床ブーム以降、第2次知床ブーム以降、第3次知床ブーム以降に分けて整理した。整理する際に、構成員等より募集した文章案等や、知床データセンター（知床の経緯）、斜里町ホームページ（町の歴史）や羅臼町史（第二巻）などを参考にした。

(2) 付属資料 2 既存の法律と制度の概要

既存の法律と制度の概要をまとめるため、自然環境保全と水産資源保全に関する主要な法律と制度、観光とエコツーリズムに関する主要な法律と制度、遺産地域に関する自主ルールに分けて整理した。整理する際に、地元関係団体に自主ルール等の提示を依頼し、知床データセンター（計画と法律）や、林野庁ホームページ（所管法令、告示、通知等）、水産庁ホームページ（法令、告示、通知等）などを参考にした。

(3) 付属資料 3 適正利用・エコツーリズムに関する既存の計画

適正利用・エコツーリズムに関する既存の計画をまとめるため、知床国立公園適正化利用基本構想、知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画、知床国立公園知床半島中央部地区利用適正化基本計画、知床五湖利用調整地区利用適正化計画、知床エコツーリズム推進計画、知床エコツーリズム推進実施計画について、策定期間や概要を整理した。整理する際に、知床データセンター（計画と法律、調査報告）等を参考にした。

(4) 付属資料 4 検討会議構成員

検討会議構成員について整理した。

(5) 付属資料 5 個別の課題解決に関するアイデア

構成員より募集したエコツーリズム戦略文章案から、個別の課題解決に関するアイデアについて、先端部地区、中央部地区、海域、隣接地域、半島全域に分けて整理した。

資料編

- 1) 業務実施計画書
- 2) 第1回検討会議資料（抜粋）
- 3) 第2回検討会議資料（抜粋）
- 4) 知床エコツーリズム戦略（案）

1) 業務実施計画書

○業務実施計画書 (第1回変更)

○業務実施計画書

平成 23 年度
知床国立公園適正利用等検討業務

実施計画書
(第 1 回変更)

変更前：平成 23 年 5 月

変更後：平成 24 年 3 月

環境コンサルタント株式会社

1 業務名

平成 23 年度 知床国立公園適正利用等検討業務

2 業務の背景と目的

知床国立公園では、原始性の高い自然や野生動物とのふれあいを求める利用ニーズの増大と利用の多様化に伴い、利用者の集中や不適切な利用に伴う自然環境への悪影響が懸念されている。

このような状況に対応するため、環境省は、平成 13 年度から、関係機関・関係団体と協力して、知床国立公園の利用適正化に向けて、「知床国立公園適正利用基本構想（平成 13 年度）」、「知床半島先端部地区利用適正化基本計画（平成 16 年 12 月）」、「知床半島中央部地区利用適正化実施計画（平成 19 年度より毎年）」、「知床半島中央部地区利用適正化基本計画（平成 17 年 9 月）」、「知床半島先端部地区利用の心得（平成 20 年 1 月）」、「知床半島中央部地区利用の心得（平成 21 年 1 月）」を策定し、これらの計画に基づき、施策を展開してきており、平成 23 年度からは新たに知床世界自然遺産地域も対象とした知床の適正な利用を検討することとしている。

知床五湖地区において、利用調整地区の導入による利用のコントロールを平成 23 年度から実施することとしているが、知床国立公園のその他の利用拠点である知床連山地区、羅臼湖地区、及び知床半島先端部地区においても、利用者の増加による自然環境や自然体験の質への悪影響、及び野生動物との軋轢等が懸念されている。また、近年、体験利用の増加等、利用形態の多様化が進んでいるとともに、海域レクリエーション利用における野生動物への悪影響も指摘されている。

以上を踏まえて、本業務は、知床世界自然遺産地域において、関係者の合意形成を図りつつ、利用適正化のためのルール作成、ルールの周知等を行うことを目的とする。

3 期間

変更前：平成 23 年 5 月 23 日～平成 24 年 3 月 26 日

変更後：平成 23 年 5 月 23 日～平成 24 年 3 月 30 日

4 業務内容

(1) 請負業務実施計画書の作成及び提出

(2) 検討会議等の運営

環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道が事務局を務める知床世界自然遺産地域科学委員会適正利用・エコツーリズムワーキンググループと知床世界自然遺産地域連絡会議適正利用・エコツーリズム部会の合同開催による知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議および検討会議の有志によるエコツーリズム戦略起草部会を運営し、その結果をとりまとめる。

変更前①開催回数：検討会議 2 回程度、起草部会 3 回程度。

変更後①開催回数：検討会議 2 回程度、起草部会 2 回程度。

②開催場所：斜里町および羅臼町。

③打ち合わせ：検討会議および起草部会の開催前及び取りまとめの際に、会議の運営、資料及び取りまとめについて環境省担当官と打ち合わせを行う。

④開催案内：委員の日程を事前に確認し、環境省担当官と調整のうえ、検討会議開催の 1 か月前を目途に委員及び関係団体宛てに開催案内の発送および出欠のとりまとめを行う。

起草部会については、環境省担当官と調整のうえ、開催案内の発送および出欠のとりまとめを行う。

⑤資料作成：環境省担当官と調整のうえ、検討会議および起草部会に使用する資料を作成する。必要に応じて検討会議委員および関係団体と連絡調整を図る。

また、環境省担当官と調整のうえ、各委員及び関係団体へ事前に送付する。

⑥会場準備：会場の借り上げ及び会場の準備（会議の開催に必要な音響設備、コンピューター機器、スクリーン等の準備を含む）を行う。

⑦議事録作成：議事の内容を記録し、参加者の確認を取った上で議事録を作成する。

変更前⑧謝金等支払い：検討会議については、表 1 に示す委員へ謝金及び旅費を支払う。また、必要に応じて知床世界自然遺産地域科学委員会の構成員等の専門家を別途招聘する。起草部会については、別表に示す委員のうち、2 名程度を招聘する。

変更後⑧謝金等支払い：検討会議については、表 1 に示す委員へ謝金及び旅費を支払う。また、必要に応じて知床世界自然遺産地域科学委員会の構成員等の専門家を別途招聘する。起草部会については、別表に示す委員のうち、3 名程度を招聘する。

変更後追加⑨ニューズレター原稿作成：エコツーリズム戦略の内容等を取りまとめた地域住民向けのニューズレターの原稿（A4 版 2 頁程度）を作成する。

（3）利用適正化のためのルール作成、ルールの周知のための戦略のとりまとめ

変更前 （2）の検討会議での議論およびパブリックコメントの結果を踏まえ、利用適正化のルール作成、ルールの周知のためエコツーリズム戦略を取りまとめる。とりまとめたエコツーリズム戦略（A4 版 10 頁程度）及び付属資料は、業務報告書とは別に印刷する。

変更後 （2）の検討会議での議論の結果及び関係団体の意見を踏まえ、利用適正化のルール作成、ルールの周知のためエコツーリズム戦略を取りまとめる。また、戦略の参考資料を収集し、付属資料を作成する。とりまとめたエコツーリズム戦略（A4 版 10 頁程度）及び付属資料は、業務報告書とは別に印刷する。

5 業務実施工程

変更前

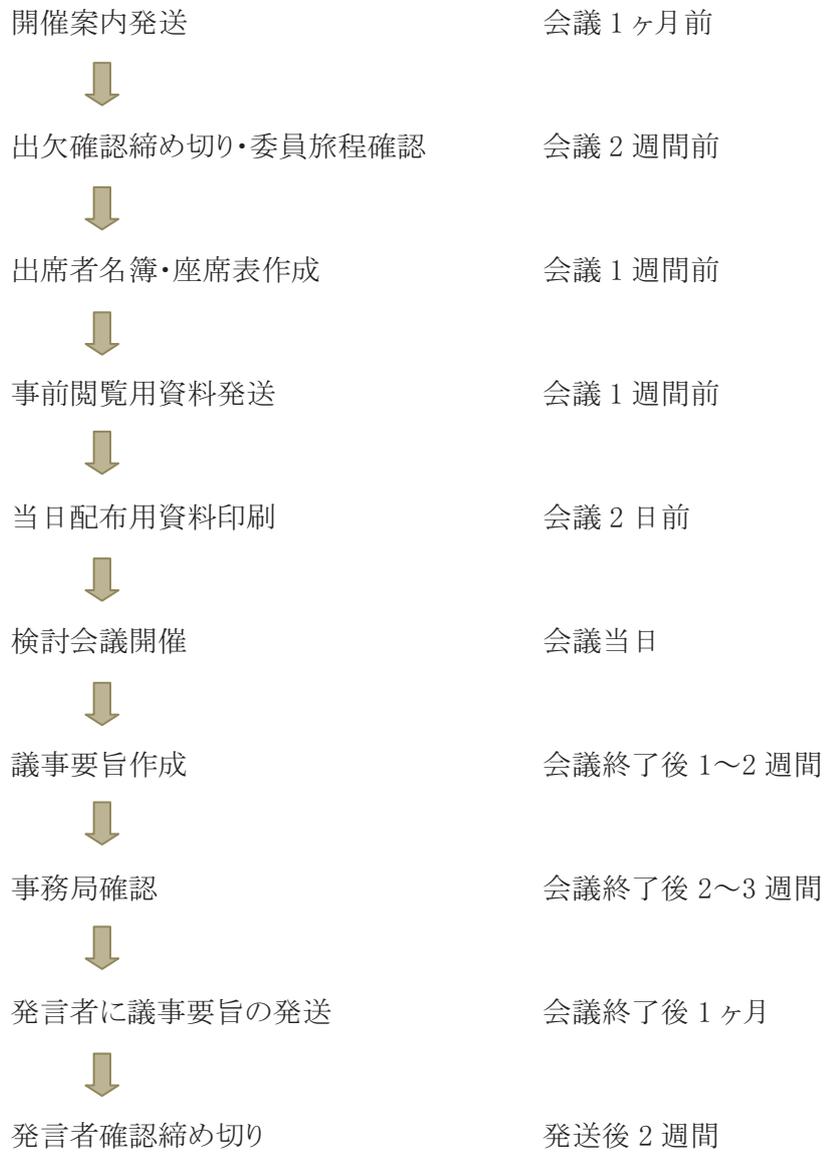
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 実施計画作成等	■										
2 会議等運営											
検討会議 第1回		■									
第2回										■	
起草部会 第1回						■					
第2回								■			
第3回									■		
3 とりまとめ											
ルール作成、戦略とりまとめ								■	■	■	■
成果品作成										■	■

変更後

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 実施計画作成等	■										
2 会議等運営											
検討会議 第1回		■									
第2回											■
起草部会 第1回						■					
第2回※								■			
3 とりまとめ											
ルール作成、戦略とりまとめ								■	■	■	■
附属資料作成											■
ニュースター原稿作成											■
成果品作成										■	■

※起草部会第3回は削除

6 検討会議等作業工程



7 作業確認表

平成23年度 第〇回 知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツーリズム検討会議 実施工程	
開催日時・場所 平成〇年〇月〇日(〇) 〇:〇~〇:〇 〇〇〇〇	
開催案内	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・開催日程の調整 (/ 済み) ・会場確保、録音業者へ連絡 (/) ・開催案内送付 (案内文書、出欠確認票) 案内文書承認後送付(1ヶ月前) (/) ・出席確認締め切り (/) ・未回答者再確認 (/) お菓子の注文(/) ・出席者名簿及び座席表作成 (/) 会場の図面等確認(/) ・委員旅程確認 (空港送迎、宿泊等) (/) ・委員昼食確認 (/) ・上記最終確認 (/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 ・コンサル ・コンサル ・コンサル ・コンサル ・コンサル ・コンサル ・環境省 ・コンサル
↓	
資料準備	
<ul style="list-style-type: none"> ・資料作成 (/) ・事前閲覧用資料の発送(1週間前まで) (/) ・最終資料の確認、印刷 (/) ・資料の製本 構成員+20部程度 (/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 ・コンサル ・環境省 → コンサル ・コンサル
↓	
会議当日	
<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営 (〇:〇~〇:〇) 座席名札 横断幕 会場案内看板(1Fエントランス) 入り口看板立て 飲み物 録音設備 等 ・委員送迎 ・配付資料の準備(〇:〇~〇:〇) ・開催状況の撮影 ・会場撤収 ・委員送迎 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサル ・環境省 or コンサル ・コンサル ・コンサル ・環境省 or コンサル
↓	
会議終了後(後日)	
<ul style="list-style-type: none"> ・欠席者への資料送付 ・謝金等支払い ・議事録、議事要旨(素案)作成 ・議事要旨(素案)を事務局に確認 ・議事要旨(案)を発言者に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサル ・コンサル ・コンサル ・コンサル ・コンサル

8 委託者

環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

担当官 国立公園・保全整備課 高見沢 敏男

担当官 ウトロ自然保護官事務所 野川 裕史

担当官 羅臼自然保護官事務所 三宅 悠介

9 受託者

環境コンサルタント株式会社

北海道釧路郡釧路町中央 6-15-2 電話 0154-40-2331

主任技術者 環境技術部 田村由紀

担当技術者 環境技術部 秋元明美

別表

知床世界自然遺産地域科学委員会

適正利用・エコツーリズムワーキンググループ委員

氏名	所属
敷田 麻実	北海道大学観光学高等研究センター
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院
石川 幸男	弘前大学白神自然環境研究所
小林 昭裕	専修大学北海道短期大学
庄子 康	北海道大学大学院農学研究院
中川 元	斜里町立知床博物館
間野 勉	北海道立総合研究機構環境科学研究センター

平成 23 年度
知床国立公園適正利用等検討業務

実施計画書

平成 23 年 5 月

環境コンサルタント株式会社

1 業務名

平成 23 年度 知床国立公園適正利用等検討業務

2 業務の背景と目的

知床国立公園では、原始性の高い自然や野生動物とのふれあいを求める利用ニーズの増大と利用の多様化に伴い、利用者の集中や不適切な利用に伴う自然環境への悪影響が懸念されている。

このような状況に対応するため、環境省は、平成 13 年度から、関係機関・関係団体と協力して、知床国立公園の利用適正化に向けて、「知床国立公園適正利用基本構想（平成 13 年度）」、「知床半島先端部地区利用適正化基本計画（平成 16 年 12 月）」、「知床半島中央部地区利用適正化実施計画（平成 19 年度より毎年）」、「知床半島中央部地区利用適正化基本計画（平成 17 年 9 月）」、「知床半島先端部地区利用の心得（平成 20 年 1 月）」、「知床半島中央部地区利用の心得（平成 21 年 1 月）」を策定し、これらの計画に基づき、施策を展開してきており、平成 23 年度からは新たに知床世界自然遺産地域も対象とした知床の適正な利用を検討することとしている。

知床五湖地区において、利用調整地区の導入による利用のコントロールを平成 23 年度から実施することとしているが、知床国立公園のその他の利用拠点である知床連山地区、羅臼湖地区、及び知床半島先端部地区においても、利用者の増加による自然環境や自然体験の質への悪影響、及び野生動物との軋轢等が懸念されている。また、近年、体験利用の増加等、利用形態の多様化が進んでいるとともに、海域レクリエーション利用における野生動物への悪影響も指摘されている。

以上を踏まえて、本業務は、知床世界自然遺産地域において、関係者の合意形成を図りつつ、利用適正化のためのルール作成、ルールの周知等を行うことを目的とする。

3 期間

平成 23 年 5 月 23 日～平成 24 年 3 月 26 日

4 業務内容

(1) 請負業務実施計画書の作成及び提出

(2) 検討会議等の運営

環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道が事務局を務める知床世界自然遺産地域科学委員会適正利用・エコツーリズムワーキンググループと知床世界自然遺産地域連絡会議適正利用・エコツーリズム部会の合同開催による知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議および検討会議の有志によるエコツーリズム戦略起草部会を運営し、その結果をとりまとめる。

①開催回数：検討会議 2 回程度、起草部会 3 回程度。

②開催場所：斜里町および羅臼町。

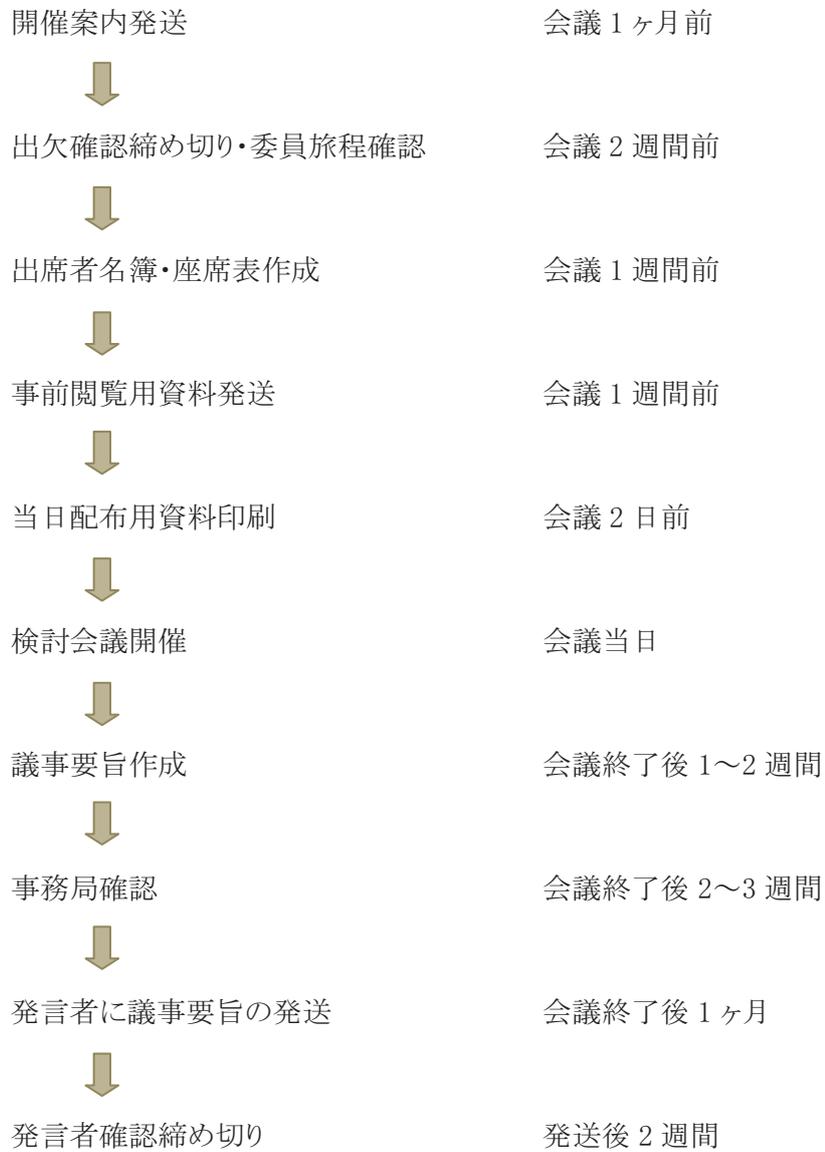
- ③打ち合わせ：検討会議および起草部会の開催前及び取りまとめの際に、会議の運営、資料及び取りまとめについて環境省担当官と打ち合わせを行う。
- ④開催案内：委員の日程を事前に確認し、環境省担当官と調整のうえ、検討会議開催の1か月前を目途に委員及び関係団体宛てに開催案内の発送および出欠のとりまとめを行う。
起草部会については、環境省担当官と調整のうえ、開催案内の発送および出欠のとりまとめを行う。
- ⑤資料作成：環境省担当官と調整のうえ、検討会議および起草部会に使用する資料を作成する。必要に応じて検討会議委員および関係団体と連絡調整を図る。
また、環境省担当官と調整のうえ、各委員及び関係団体へ事前に送付する。
- ⑥会場準備：会場の借り上げ及び会場の準備（会議の開催に必要な音響設備、コンピューター機器、スクリーン等の準備を含む）を行う。
- ⑦議事録作成：議事の内容を記録し、参加者の確認を取った上で議事録を作成する。
- ⑧謝金等支払い：検討会議については、表1に示す委員へ謝金及び旅費を支払う。また、必要に応じて知床世界自然遺産地域科学委員会の構成員等の専門家を別途招聘する。起草部会については、別表に示す委員のうち、2名程度を招聘する。

- (3) 利用適正化のためのルール作成、ルールの周知のための戦略のとりまとめ
(2)の検討会議での議論およびパブリックコメントの結果を踏まえ、利用適正化のルール作成、ルールの周知のためエコツーリズム戦略を取りまとめる。
とりまとめたエコツーリズム戦略（A4版10頁程度）及び付属資料は、業務報告書とは別に印刷する。

5 業務実施工程

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 実施計画作成等											
2 会議等運営											
検討会議 第1回											
第2回											
起草部会 第1回											
第2回											
第3回											
3 とりまとめ											
ルール作成、戦略とりまとめ											
成果品作成											

6 検討会議等作業工程



7 作業確認表

平成23年度 第〇回 知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツーリズム検討会議 実施工程	
開催日時・場所 平成〇年〇月〇日(〇) 〇:〇~〇:〇 〇〇〇〇	
開催案内	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日程の調整 (/ 済み) ・ 会場確保、録音業者へ連絡 (/) ・ 開催案内送付 (案内文書、出欠確認票) 案内文書承認後送付(1ヶ月前) (/) ・ 出席確認締め切り (/) ・ 未回答者再確認 (/) お菓子の注文(/) ・ 出席者名簿及び座席表作成 (/) 会場の図面等確認(/) ・ 委員旅程確認 (空港送迎、宿泊等) (/) ・ 委員昼食確認 (/) ・ 上記最終確認 (/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省 ・ コンサル ・ コンサル ・ コンサル ・ コンサル ・ コンサル ・ コンサル ・ 環境省 ・ コンサル
↓	
<p>資料準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料作成 (/) ・ 事前閲覧用資料の発送(1週間前まで) (/) ・ 最終資料の確認、印刷 (/) ・ 資料の製本 構成員+20部程度 (/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省 ・ コンサル ・ 環境省 → コンサル ・ コンサル
↓	
<p>会議当日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会場設営 (〇:〇~〇:〇) 座席名札 横断幕 会場案内看板(1Fエントランス) 入り口看板立て 飲み物 録音設備 等 ・ 委員送迎 ・ 配付資料の準備(〇:〇~〇:〇) ・ 開催状況の撮影 ・ 会場撤収 ・ 委員送迎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサル ・ 環境省 or コンサル ・ コンサル ・ コンサル ・ 環境省 or コンサル
↓	
<p>会議終了後(後日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欠席者への資料送付 ・ 謝金等支払い ・ 議事録、議事要旨(素案)作成 ・ 議事要旨(素案)を事務局に確認 ・ 議事要旨(案)を発言者に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサル ・ コンサル ・ コンサル ・ コンサル ・ コンサル

8 委託者

環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

担当官 国立公園・保全整備課 高見沢 敏男

担当官 ウトロ自然保護官事務所 野川 裕史

担当官 羅臼自然保護官事務所 三宅 悠介

9 受託者

環境コンサルタント株式会社

北海道釧路郡釧路町中央 6-15-2 電話 0154-40-2331

主任技術者 環境技術部 田村由紀

担当技術者 環境技術部 秋元明美

別表

知床世界自然遺産地域科学委員会

適正利用・エコツーリズムワーキンググループ委員

氏名	所属
敷田 麻実	北海道大学観光学高等研究センター
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院
石川 幸男	弘前大学白神自然環境研究所
小林 昭裕	専修大学北海道短期大学
庄子 康	北海道大学大学院農学研究院
中川 元	斜里町立知床博物館
間野 勉	北海道立総合研究機構環境科学研究センター

2) 第1回検討会議資料(抜粋)

○各部会からの進捗状況報告

資料 2-1 知床五湖地区における取組の進捗状況

資料 2-2 カムイワッカ地区における検討の進捗状況

資料 2-3 ウトロ海域における取組の進捗状況について

資料 2-4 羅臼湖地区における検討の進捗状況

○適正利用・エコツーリズム関連調査(マーケティングとモニタリング)の方針

知床五湖地区における取組の進捗状況

トピック

1. 平成 23 年 5 月 10 日から知床五湖利用調整地区制度が開始され、制度開始を前に、知床五湖フィールドハウス、知床五湖パークサービスセンターがそれぞれ開館した。
2. 知床五湖の利用のあり方協議会（第 17～19 回）、登録引率者審査部会（第 5, 6 回）が開催された。協議会・部会での主な決定事項は次のとおり
 - ①利用推進・広報戦略部会（ウェルカム部会）の設置
 - ②知床財団を植生保護期の予約調整事業者とすることの承認
 - ③知床五湖登録引率者新規養成にかかる募集要項及びカリキュラムの設定
3. 新規登録引率者の養成研修が開始された。（新規養成研修参加者 7 名）
4. 今後協議会では、今年度の施設整備、平成 24 年度からの新運用法について討議される予定。

1. 知床五湖利用調整地区制度の開始

- ・平成 23 年 5 月 10 日から知床五湖利用調整地区制度が開始された。（別添参考リーフ参照）
地上遊歩道の利用者（登録引率者の立ち入りは除く）は 6 月 15 日までの 37 日間で、のべ 260 組 1002 人である。なお、ヒグマ遭遇のためのツアー中止は、6 月 15 日までに計 6 回あった。
- ・休憩所である知床五湖パークサービスセンターが 4 月 22 日に開館（売店は 6 月 8 日から開始）、地上遊歩道のゲート施設である知床五湖フィールドハウスが 4 月 29 日から開館している。

2. 知床五湖利用のあり方協議会の開催状況

- ・平成 23 年 3 月 28 日第 17 回会議から 6 月 1 日第 19 回まで計 3 回の協議会を開催した。

主な決定・討議事項

第 17 回協議会にて、利用推進・広報戦略部会（通称ウェルカム部会）の設置が承認された。また、植生保護期における団体ツアーの事前予約の調整を行う事業（予約調整事業）を知床財団が担当することが承認された。

第 18 回協議会では、知床五湖フィールドハウス開館に先立ち現地説明会が開催された。

第 19 回協議会にて、利用調整地区制度運用状況報告と課題対応等の討議が行われた。

- ・平成 23 年 3 月 14 日第 5 回知床五湖登録引率者審査部会（以下審査部会という。）にて知床五湖登録引率者新規養成にかかる募集要項及びカリキュラムの設定がなされ、4 月より新規養成者公募を実施。5 月 23 日に第 6 回審査部会を開催し、運用開始に伴う意見交換が行われた。

3. 知床五湖登録引率者新規養成

- ・平成 23 年 4 月 11 日より新規養成者の募集が開始され、5 月 6 日までに 7 名の応募があった。
- ・新規養成研修が 5 月 16 日から行われ、11 月の登録試験に向け、利用調整地区制度のルールを学び、ヒグマ対処技術を習得するための研修が行われる。

4. 知床五湖の新たな利用に関する主な広報活動

- ・平成 23 年 4 月 25 日 斜里町ウトロ地区内ホテル・旅館向け現地説明会を実施
- ・平成 23 年 5 月 10 日 制度開始企画 知床五湖モニターツアーを実施
地元住民・地元観光事業者・マスコミ向けのモニターツアーに 53 名が参加。
- ・広報用リーフレット 5 万部増刷

5. モニタリングの実施と予定

モニタリング実施・開始分

- ・利用者カウンターの設置（環境省：開園～）
- ・ヒグマ活動期地上遊歩道利用者対象アンケート（北大：5 月 16 日から）

モニタリング予定分

- ・ヒグマ活動期高架木道利用者対象アンケート（6 月 25 日から）
- ・知床五湖渋滞状況モニタリング（7 月から）
- ・植生保護期利用者アンケート（8 月から）
- ・歩道侵食状況調査（8 月から）

6. 知床五湖の利用のあり方協議会での今後の主な検討事項

- ・高架木道エントランス等の利用施設の整備内容の検討
- ・平成 24 年開園から 5 月 9 日までの利用法・運用に関する検討
- ・ヒグマ活動期地上遊歩道の当日利用申し込み円滑化のための検討

カムイワッカ地区における検討の進捗状況

トピック

1. 道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）の供用開始と新たなマイカー規制の設定
平成 23 年 6 月 1 日より 6 年ぶりのマイカー利用が再開された。また平成 23 年度から 3 カ年の試行で計 35 日間の新たなマイカー規制が設定された。
2. カムイワッカから硫黄山登山口までの道路特例使用の設定
事前申請により、期間限定、利用目的限定の利用が可能となり、知床連山の縦走利用が可能となった。
3. カムイワッカ地区の協議会の統合
カムイワッカ地区における複数の課題について協議のための場を統合し、適正利用・エコツーリズム検討会議の個別会合として位置づけることとなった。

1. カムイワッカ地区の会議の開催状況

①知床国立公園カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会の開催状況

- ・平成 23 年 3 月 30 日 平成 22 年度第 2 回協議会を開催し、平成 23 年度からの道道知床公園線の新たな利用法について協議会の合意を得た。（参考資料 1 及び広報チラシ参照）
- ・平成 23 年 5 月 26 日 平成 23 年度第 1 回協議会を開催し、平成 24 年度より適正利用・エコツーリズム検討会議の個別会合として、カムイワッカ地区の課題について討議する協議会を一元化する方針について合意した。

②湯の沢利用対策連絡協議会の開催状況

- ・平成 23 年 4 月 8 日 連絡協議会を開催し、カムイワッカ湯の滝の利用管理方法等について討議し、平成 23 年度での当協議会の解散と自動車利用適正化対策連絡協議会との統合について合意した。
- ・平成 23 年 5 月 26 日 現地調査を実施し、2 の滝以上のルートにおける落石状況の把握を行うとともに、落石発生箇所に対する定点カメラの設置を行った。

2. カムイワッカから硫黄山登山口までの道路特例使用の設定

落石のおそれがあり通行止めとしている道道知床公園線（カムイワッカ～硫黄山登山口）区間について、事前申請により平成 23 年 6 月 25 日から 8 月 25 日までの期間限定で、登山利用者に限り、徒歩による通行が可能となった。（網走建設管理部の道路特例使用承認による運用）

3. カムイワッカ地区の協議会の統合について

カムイワッカ地区における複数の課題について、適正利用・エコツーリズム検討会議の個別会合として一体的に協議するための統合を進める予定。（別紙参照）

ウトロ海域における取組の進捗状況について

1. 5月18日に洋上デコイ1基を設置した。
2. 5月30日に知床国立公園ウトロ海域における海鳥の保護と持続可能な海域利用検討会を開催し、以下について検討・合意を得た。
 - ①利用者動向調査の本格実施
 - ②ケイマフリのデコイを用いたPR
 - ③会議名称の変更

1. 洋上デコイの設置について

5月18日にここ数年繁殖が確認されていなかったコケン岩付近の湾内に、洋上デコイを1基設置した。6月9日の調査報告によると、デコイ付近の断崖の隙間にエサを啜って入っていくケイマフリが確認されている。デコイを設置する前にすでに抱卵していた可能性があるが、現在育雛期に入っている可能性が高い。

2. 合意・実施内容について

①利用者動向調査の本格実施

昨年度試験的に実施した利用動向調査が、海鳥の保護と利用のマーケティングとして活用できると判断されたことから、今年度は6月から8月の期間で本格的な利用者動向調査を実施する。

②ケイマフリのデコイを用いたPR

当初今年度の取り組みとして、「エコツアー商品のブランド化」について提起したが、検討会において、現段階で商品化を検討するよりも、まずはケイマフリの保護にむけて、利用者に対して、その価値の説明を十分に行うべきとの議論がなされた。そのため、今年度は鳥類調査の結果の共有、自然解説アナウンス、デコイの貸出し、及び広報用デコイの新規制作等の情報発信を重点的に実施する。そのため、研修者と事業者との情報交換会を6月27日に開催する予定。

その他、ミニ出前講座の開催や、小型観光船協会では、独自にケイマフリ募金の実施を計画中。

③会議名称の変更

知床世界遺産科学委員会適正利用・エコツーリズム検討会議の部会としての位置づけを明確化するため、会議名称を「ウトロ海域部会」とすることとした。

3. 今年度の取組とスケジュール

- ・ケイマフリ等海鳥の生息・生態調査の実施（平成23年5月～10月）
- ・利用者動向調査の実施（平成23年6月～9月）
- ・第2回検討会では、今年度の調査結果をふまえて来年度の計画を策定する（平成23年10月頃）

羅臼湖地区における検討の進捗状況

1. 平成23年度は地元関係団体との現地踏査により、付け替えルートの選定を実施する（6月14日に第1回を開催）。
2. 歩道の付け替え・再整備、維持管理体制、アクセス等について引き続き検討を進める。

1. 2011年度のスケジュール

- 6月頃 関係団体との現地踏査の開始（8月頃まで、月2回程度）
- 7月頃 第1回羅臼湖会合の開催
→現地踏査の中間報告と付け替えルート（案）の検討
- 8月頃 付け替えルート（案）の絞り込み、植生調査や専門家へのヒアリングの実施
- 9月頃 第2回羅臼湖会合の開催
→付け替えルート（案）の承認
- 9月頃 一部付け替えルートの開設（根釧東部森林管理署）
- 9月頃 2の沼階段部分での植生復元のための試験施工（釧路自然環境事務所）
- 10月以降 維持管理体制やアクセス等のその他の検討課題を羅臼湖会合にて検討

2. 現地踏査の進め方

- 羅臼湖会合の構成員に幅広く声かけし、希望者には参加してもらおうが、参加者は今後羅臼湖において何らかの役割を担う意思がある者とする。
- 斜里側のガイド事業者については、あくまでもガイド協議会を通じてご参加いただく。
- 現地踏査での意見を踏まえ、最終的なルート決定を羅臼湖会合で行う。

3. 専門家による助言

- 羅臼湖会合および現地踏査へは、適正利用・エコツーリズム検討会議の小林委員にオブザーバーとしてご参加いただき、アドバイスをいただく。
- 付け替えルート（案）の植生調査は知床博物館の内田学芸員および羅臼町在住の浅沼氏に、付け替えルート（案）の選定や植生復元等については北海学園大学の佐藤教授に、それぞれご協力いただく予定。

4. 付け替えルート検討にあたっての基本的な考え方

- 希少な植生に影響を及ぼさないルートにする。
- 羅臼湖地域の魅力を伝えられるルートにする。
- 木道等が少なくてすむルートにする。
- 関係者の十分な協議により検討を進める。

適正利用・エコツーリズム関連調査（マーケティングとモニタリング）の方針

1. 目的

本方針は、知床世界自然遺産地域（以下「自然遺産地域」という。）における自然資源・文化（人文）資源に関するマーケティングとモニタリング調査（以下「調査」という。）を実施および推進し、関係者および地域外利害関係者がその結果の共有と戦略的活用を図ることで自然遺産地域の適正利用とエコツーリズムの推進を図り、同地域の持続可能な利用に貢献することを目的として定める。

2. 背景

2010年（平成22年）に自然遺産地域の適正な利用とエコツーリズムの推進を図り、多様な野生生物を含む原生的な自然環境を構成に引き継いでいくため、学識経験者、関係行政機関、地域関係団体による検討の場として「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」（以下「検討会議」という。）が設置された。

検討会議においては、自然遺産地域で行われる陸域・海域の観光活動を対象に「遺産地域の自然価値の保護、向上」、「観光客の自然に基づく良質な体験の促進」、「地域経済の発展」の3つの基本を柱としたエコツーリズム戦略の策定作業が進められているが、その策定及び策定後の活用に向けては、利用者のニーズ把握や潜在的な利用価値の掘り起こしを行うマーケティングと、実施された利用についての評価や資源の保護・保全の状態を測るためのモニタリングが重要となっている。

しかしながら、これまでも自然遺産地域の観光利用に関する多様な主体による調査が実施されているが、ほとんどの調査が個別に行われており、またその結果を一元的に整理し、共有し、評価をする場が設けられておらず、連携が十分ではなかった。

そのため、検討会議のもと自然遺産地域における調査の計画や結果の共有と評価に関する方針を定めることとする。

3. マーケティング・モニタリング実施方針

- ① 検討会議では、適正利用とエコツーリズムの推進に関する施策を検討する際には、可能な限り、マーケティング・モニタリング調査結果等客観的データに基づいた検討を進める。
- ② 検討会議の関係者が実施する調査は、調査計画を実施前に検討会議に報告してから実施する。
- ③ 第2項に関わる調査の実施については、可能な限り関係者間で相互協力や便宜供与を行う。
- ④ 第2項の調査解析の結果は、解析終了後速やかに検討会議において報告することを基本とする。

- ⑤ 調査結果は関係者の共有財産と位置づけ、検討会議で戦略的な活用方法を検討する。
- ⑥ 検討会議の関係者以外の者（地域外の利害関係者等）についても本方針への理解とそれに即した調査の実施が求められる。

4. 調査に関する留意事項

調査計画

- ① モニタリング調査については、長期継続が可能な簡便な調査内容とし、日常的に現場に足を運ぶ者による調査ができるよう努めることとする。
- ② 調査計画は検討会議または個別部会に示し、会議で得られた助言を反映させて実施することとする。
- ③ 調査計画に際し、他の調査者が実施する調査との調整を十分に図り、調査内容・調査対象・調査期間などの調整により、できるだけ相互補完・相乗作用を図ることとする。

調査実施

- ① 聞き取り調査など対面式の調査においては、利用者に対し調査目的等の説明を行い、調査への協力に対する承諾を得てから実施するものとする。
- ② アンケート調査など書面配布形式の調査においては、配布する調査票に実施者名・調査目的等を記載することとする。
- ③ 調査に際しては現地の事情に詳しい地元関係者と極力協力し実施するよう努めることとする。

調査報告

- ① 絶滅危惧種の生息・生育地に関する情報など、調査結果の発表により自然環境の保護上の支障が生ずることが予想されるものについては、検討会議事務局と協議し非公表とできるものとする。
- ② 技術的データ、営業上の利益、学術上の利益は優先され、解析結果を検討会議等に報告する際、二次使用を許さないデータについては、口頭発表にとどめ、資料等の作成を行わないことができる。
- ③ 検討会議に資料作成の上で報告された解析結果については、検討会議構成員が二次使用できるデータと位置づけ、報告後、知床データセンターに掲載し公開できるものとする。

5. 関係者の役割

① 検討会議

検討に必要な調査の計画をおこなうとともに、計画・報告された調査結果の評価を行い、適切にアドバイスする。また、関係者間の調整を行う。

② 関係行政機関

適正な利用とエコツーリズムの推進を図るための基礎的情報収集を担う。保護・保全すべき自然観光資源に関する調査を実施するとともに、利用に関する統計情報や利用意向・利用動向に関する情報の収集に努める。

③ 学識経験者

知的創造活動として萌芽的・発展的な調査を担う。また解析にかかる技術的助言を行う。

④ 地域関係団体

自然資源・文化（人文）資源の恩恵を享受する者として、その保護と活用のための独自調査を実施することができる。また他の関係者の調査の実施における協力・便宜供与を行う。

6. その他

この方針は 2011 年 6 月 17 日から実施する。

3) 第2回検討会議資料(抜粋)

○各部会からの進捗状況報告

資料 2-1 知床五湖地区における取組の進捗状況

資料 2-2 カムイワッカ地区における検討の進捗状況

資料 2-3 ウトロ海域における取組の進捗状況について

資料 2-4 羅臼湖地区における検討の進捗状況

資料 2-5 知床連山地区における検討の進捗状況

○既存計画の取扱いについて

資料 4 利用適正化基本計画および利用の心得の今後の取扱いについて

知床五湖地区における取組の進捗状況

トピック

1. 平成 23 年 5 月 10 日から 10 月 20 日まで知床五湖利用調整地区制度が運用され、期間中 59,591 名が立入認定を受け知床五湖地上遊歩道を利用した。期間中、31 回のヒグマ遭遇による遊歩道閉鎖があったが、危険な遭遇事案は発生せず、期間中終日閉鎖された日は 0 日であり、安定的な利用機会を提供できた。
2. 環境省・北大による利用者に対するアンケート調査等のモニタリングが実施された。
3. 平成 23 年 6 月 29 日から 12 月 27 日までに 6 回の知床五湖の利用のあり方協議会が開催され、平成 24 年開園から 5 月 9 日までの利用法・運用に関する検討や、高架木道エントランス等の利用施設の整備内容の検討が行われた。
4. 登録引率者の登録試験が実施され、新規登録者 5 名を含む 28 名が合格した。

1. 知床五湖利用調整地区制度の初年度運用の終了

- ・平成 23 年 5 月 10 日から 10 月 20 日まで知床五湖利用調整地区制度が運用された。地上遊歩道の利用者は 5 月 10 日から 7 月 31 日までのヒグマ活動期に 6,519 名（登録引率者を除き 5,609 名）、8 月 1 日から 10 月 20 日までの植生保護期に 53,072 名、計 59,591 名であった。平成 22 年度の制度開始前に知床五湖の利用のあり方協議会で試算した立入予想数の 130%であった。
- ・期間中のヒグマ遭遇による地上遊歩道閉鎖は、ヒグマ活動期に 24 回、植生保護期に 7 回（ほか、台風による閉鎖 1 回）あったが、終日地上遊歩道が閉鎖となった日は 0 日であり、安定的な利用を提供できた。
- ・ヒグマとの危険な遭遇事案は発生せず、登録引率者による引率のない植生保護期においても、地上遊歩道閉鎖時の避難・退避は利用者により円滑に行われた。利用者全員が事前にヒグマ遭遇時のレクチャーを受講していることがヒグマとの危機回避において有効であった。
- ・簡易ロープ柵設置による利用箇所明確化と事前レクチャーによる教育効果により、展望地周辺の植生の回復が見られた。

2. モニタリングの実施

次のモニタリングが実施された。（一部資料 3 - 1 にて発表）

- ・利用者カウンターの設置（環境省）
- ・利用者対象アンケート（北大・環境省）
- ・知床五湖渋滞状況モニタリング（環境省）
- ・歩道侵食状況調査（環境省）

3. 知床五湖利用のあり方協議会の開催状況

平成 23 年 6 月 29 日第 20 回会議から 12 月 27 日第 25 回まで計 6 回の協議会を開催した。

主な決定・討議事項

- ・平成 24 年開園から 5 月 9 日までの利用法・運用に関する検討を行い、開園から 5 月 9 日までの期間を植生保護期の運用とすることを決定すると共に、平成 23, 24 年度のモニタリング結果をまとめ平成 26 年度以降の運用を検討することとした。
- ・高架木道エントランス等の利用施設の整備内容の検討を行い、利用動線の整理等がなされた。

4. 知床五湖登録引率者登録試験（登録引率者審査部会）

知床五湖登録引率者審査部会による新規養成研修、資格取得者も含む登録試験が行われた。

- ・6 月、10 月に各 2 回ずつヒグマ遭遇ケーススタディミーティングを実施し、遭遇時の対応に関する情報共有を登録引率者間及び関係機関との間で行った。
- ・新規養成研修を実施すると共に、資格取得者も含む登録試験が 11 月、12 月に実施され、新規登録者 5 名を含む 28 名が平成 24 年度の知床五湖登録引率者として合格した。

5. 知床五湖の新たな利用に関する主な広報活動（ウェルカム部会）

- ・平成 23 年 9 月 30 日～10 月 2 日 JATA 旅博へブース出展（東京）
- ・平成 24 年 1 月 17 日 JATA 主催 知床五湖旅行商品説明会（東京）
- ・平成 24 年 3 月 14 日 JATA 主催 知床五湖旅行商品説明会（札幌・予定）

カムイワッカ地区における検討の進捗状況

トピック

1. 道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）が供用再開された。平成 23 年 6 月 1 日から 11 月 1 日までの供用期間内にマイカー約 1.4 万台が利用した。また、マイカー規制期間中約 1 万人がシャトルバスを利用した。
2. 平成 18 年以降利用できなかった硫黄山登山口が、道路特例使用制度の試行により 6 年ぶりに利用が再開された。平成 23 年 6 月 25 日から 8 月 25 日までの 62 日間に 635 人の登山者が利用した。
3. カムイワッカ湯の滝は、平成 18～22 年度と同様に 1 の滝上部までを利用区間とした。供用期間が大幅に伸びたため、約 4 万 5 千人（推定）の利用があった。

1. カムイワッカ地区自動車利用適正化対策

- ・平成 23 年 6 月 1 日から 6 年ぶりにカムイワッカ区間の道道知床公園線の供用が再開された。混雑等が予想される 8 月 1 日から 8 月 25 日、9 月 15 日から 9 月 24 日の計 35 日間に一般車両の通行を規制し、シャトルバスのみ運行を行うマイカー規制を実施し、期間中 10,363 人がシャトルバスを利用した。
- ・マイカー規制期間を除く 6 月 1 日から 11 月 1 日までの一般供用期間に約 1.4 万台の一般車両による利用が見られた。
- ・網走建設管理部による通行車両カウントや釧路自然環境事務所による渋滞状況調査やアンケート調査が実施され、一般供用期間における利用状況等のモニタリングが行われた。海の日を含む 3 連休の 7 月 17 日にカムイワッカの滝入口周辺で若干の混雑が見られたが、期間全体を通して大きな渋滞は見られなかった。なお路外逸脱を含む約 10 件事故が警察に報告されている。
- ・平成 24 年も 8 月 1 日から 8 月 25 日、9 月 15 日から 9 月 24 日の計 35 日間のマイカー規制を実施する。平成 23 年から平成 25 年の 3 カ年試行し、利用状況等のモニタリング結果から見直しをはかる予定。

2. 硫黄山登山口利用の再開

- ・落石の恐れがあることから平成 18 年より通行止めになっていた道道知床公園線カムイワッカ～硫黄山登山口間について、平成 23 年度より試行として道路特例使用承認申請書を事前に提出した登山者の通行が 6 年ぶりに可能となった（平成 23 年度の道路特例使用制度期間は平成 23 年 6 月 25 日から 8 月 25 日までの 62 日間）。
- ・期間中、落石等の問題もなく、328 件の申請があり、635 人（10.2 人/日）の登山者の利用が

あった。うち、知床連山縦走者が 288 人、硫黄山登山者が 347 人であった。

- ・平成 24 年は引き続き試行として、前年度より道路特例使用制度の期間を 1 ヶ月延長し、6 月 23 日から 9 月 23 日まで 93 日間が予定されている。

3. カムイワッカ湯の滝の利用

- ・平成 23 年度のカムイワッカ湯の滝は、平成 18～22 年度と同様に、1 の滝上部までが供用区間であったが、道道知床公園線の供用期間の延長により、前年度の 70 日間から 155 日間にわたって利用可能となった。
- ・この利用可能期間の延長（70→155 日間）と、マイカー規制期間の短縮（70→35 日間）によって、湯の滝の利用者数は、平成 22 年度の約 17,500 人から平成 23 年度は約 45,000 人と 2.5 倍程度増加することとなった。
- ・平成 22 年度は全供用期間（70 日間）に監視員を配置していたが、平成 23 年度は監視員常駐期間を 41 日間に短縮し、残りの期間は巡回監視により対応した。
- ・平成 24 年度の供用方針は現在のところ未確定であるが、諸条件に概ね変更がないため、平成 23 年度と同様の方法で供用することになる見込みである。（管理方針は、今後関係機関で協議の上、決定する。）

ウトロ海域における取組の進捗状況について

トピック

1. 平成 23 年 10 月 5 日にウトロ海域部会を開催し、各調査・事業の結果報告が行われ、次年度以降の広報活動等について討議した。
2. 平成 23 年 5 月から 10 月に海鳥の生態調査を実施。うちケイマフリの確認最大個体数は 142 羽（平成 22 年調査・最大 96 羽）であり、営巣数も昨年比で増加した。
3. 観光船「おーろら号」による海域観察記録や、観光船事業者によるケイマフリ保護の PR 実施、アンケート配布といった保全と活用の両主体による協働型事業を実施した。

1. ウトロ海域部会の開催

- ・平成 23 年 10 月 5 日に平成 23 年度第 2 回ウトロ海域部会が開催された。海鳥の生態調査や利用者動向調査（アンケート調査）の結果報告、観光船事業者による海域観察記録やケイマフリデコイを活用した保護 PR 活動についての報告が行われた。
- ・平成 24 年度以降の活動広報に向けて討議を行い、インターネット上への動画コンテンツの制作等について意見交換を行った。

2. 海鳥の生態調査

- ・平成 23 年 5 月から 10 月に海鳥の生態調査を実施した。ケイマフリの数をカウントする海上センサスでのケイマフリの確認最大個体数 142 羽、計 22 回の調査での平均確認数は約 95 羽となり、過去 4 年間の確認最大個体数 100 羽前後、平均確認数 60 羽程度に比して増加の傾向が見られた。
- ・ケイマフリ営巣数の確認調査では 44 巣が記録され、平成 23 年 5 月にケイマフリデコイを設置したトークシモイにも 1 巣確認されるなど、近年確認されなかった区域での営巣も確認された。

3. 協働型活動の実施

- ・観光船「おーろら号・おーろら 2 号」により、6 月から 7 月の計 59 便にて運行時に見られる海鳥の観察記録を付けた。海鳥生息環境の監視効果と海鳥への関心度の向上や、観察データの蓄積による観光サービスの向上効果に期待される。
- ・ケイマフリのデコイを用いた PR を各観光船事業者にて実施。平成 24 年度はより広範な事業者への協力を求め、ウトロ地域全体での PR 活動を進める予定。
- ・各観光船事業者からアンケート用紙を観光客に配布し、利用者動向調査を実施した。合計 4,857 枚のアンケートを配布し、1,131 通の回答が得られた（回収率 23.3%）。海鳥の保護と利用のマーケティングとして活用できるデータを得ることができ、部会内で共有することができた。

羅臼湖地区における検討の進捗状況

1. 平成23年度、羅臼湖部会構成員との現地踏査及び植生調査、専門家へのヒアリング結果を踏まえ、羅臼湖部会で議論を行い、付替えルートを選定と歩道再整備の工法を決定した。
2. 平成24年度以降、歩道の維持管理体制、携帯トイレの導入、利用のルール等について引き続き検討を進める。

1. 付替えルートの選定

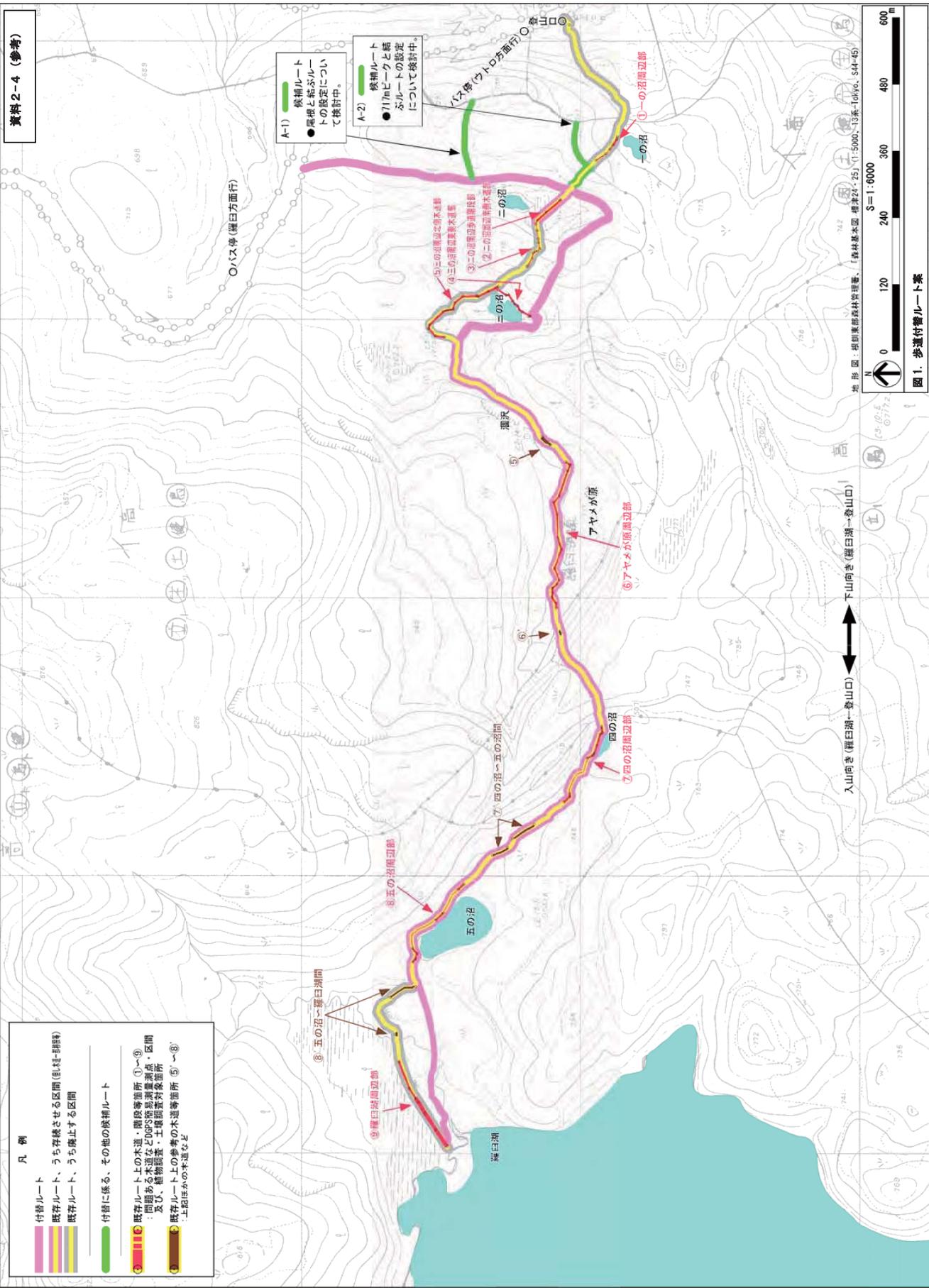
- 羅臼湖部会の構成員にご参加いただき、付替えルートの現地踏査を合計7回実施した。
- 植生調査、泥炭厚調査、地形調査を実施するとともに、植生等の専門家へのヒアリングを行い、必要な助言を得た。
- 平成23年度は羅臼湖部会を3回開催し、上記の結果を踏まえた付替えルートを検討した。
- ルートは植生の保全を優先させ、湿原や希少な植生に影響を及ぼす可能性のある既存のルートは付替えることとした。また、ルートの選定にあたっては、質の高い利用環境を維持する、木道等の構造物を少なくする、関係者の十分な協議を行う、安全に登山口にアクセスできるようにする、雪が吹き溜まる斜面や雪解けの遅い斜面、急傾斜地は避けるといった点に配慮した。

2. 歩道再整備の工法

- 湿原植生等の保全のため、杭は使用せずに枕木による木道とすることとした。
- 専門家以外でも管理ができるよう、木道等の構造物を少なくし、自然石も活用することとした。
- 三の沼や羅臼湖周辺などの高層湿原域においては、植生保全のためグレーチングを活用することとした。

3. 今後の予定

- 釧路自然環境事務所と根釧東部森林管理署にて平成24年度～平成25年度の2か年程度で歩道整備を実施する予定。
- ルートの付替えを実施した箇所においては、植生復元対策や継続したモニタリングを検討する。
- 平成24年度は携帯トイレブースの設置試験を実施する予定。ブースの維持管理について、地域関係団体のご協力をいただきたい。
- 平成24年度以降、歩道の維持管理体制、携帯トイレの導入、利用のルール等について引き続き検討を進める。



資料2-4 (参考)

- 凡 例
- 付替ルート
 - 既存ルート、うち存続させる区間(緑・黄・赤線)
 - 既存ルート、うち廃止する区間
 - 付替に係る、その他の候補ルート
 - ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
 - ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
 - ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
 - ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

- A-1) 候補ルート
候補と既存ルートの設定について検討中。
- A-2) 候補ルート
71mピークと端ぶルートの設定について検討中。

地形図：根室東部森林管理署、(森林基本図、標高が2.25) (1:5000、13系-16kvs、S44-45)

S = 1:6000

0 120 240 360 480 600 m

北

図1. 歩道付替ルート案

知床連山地区における取組の進行状況

トピック

1. 平成 18 年以降利用できなかった硫黄山登山口が、道路特例使用制度の試行により 6 年ぶりに利用が再開された。平成 23 年 6 月 25 日から 8 月 25 日までの 62 日間に 635 人の登山者が利用した。(再掲：資料 2-2)
2. 羅臼岳登山道の保全修復と維持管理に関する検討を行う羅臼岳登山道保全修復懇談会及び技術講習会を平成 23 年 10 月 20 日、21 日に実施した。
3. 羅臼岳登山道での仮設携帯トイレブース設置試験を平成 23 年 7 月 15 日から 8 月 18 日までの 35 日間で実施。平成 21 年～23 年の 3 カ年の試験で本格運用に向けた検討を行った。

1. 硫黄山登山口利用の再開（再掲：資料 2-2）

- ・落石の恐れがあることから平成18年より通行止めになっていた道道知床公園線カムイワッカ～硫黄山登山口間について、平成 23 年度より試行として道路特例使用承認申請書を事前に提出した登山者の通行が 6 年ぶりに可能となった(平成 23 年度の道路特例使用制度期間は平成 23 年 6 月 25 日から 8 月 25 日までの 62 日間)。
- ・期間中、落石等の問題もなく、328 件の申請があり、635 人(10.2 人/日)の登山者の利用があった。うち、知床連山縦走者が 288 人、硫黄山登山者が 347 人であった。
- ・平成 24 年は引き続き試行として、前年度より道路特例使用制度の期間を 1 ヶ月延長し、6 月 23 日から 9 月 23 日まで 93 日間で予定されている。

2. 羅臼岳登山道保全修復懇談会及び技術講習会

- ・平成 22 年度より羅臼岳登山道の保全修復手法の検討や管理体制構築に向けた意見交換を行うと共に、維持管理手法としての石組施工についての技術講習会を開催している(事務局：釧路自然環境事務所)。
- ・平成 23 年度は、10 月 20 日に懇談会を開催し、(株)西日本科学技術研究所の福留修文氏、北海道大学大学院の愛甲哲也准教授から道内・国内の登山道管理技術と人材育成、登山道管理体制等について情報提供をいただき、羅臼岳登山道における登山道の管理体制構築に向け課題の確認と意見交換を行った。
- ・10 月 21 日に羅臼岳登山道岩尾別登山口において、(株)北都エンジニアリング漆原修氏を講師に、石組みを利用した近自然型工法の技術講習会を実施した。
- ・羅臼岳登山道岩尾別コースの保全修復事業を平成 24 年度から 5 か年計画で実施する予定。

3. 羅臼岳登山道への携帯トイレブースの設置

- ・羅臼岳では平成 20 年度より関係機関が連携して携帯トイレの利用促進を行っており、平成 21 年度よりテント型の仮設式携帯トイレブースを登山道沿いに設置し、携帯トイレシステム導入に向けた利用者数の把握や、使用感などのヒアリング及び維持管理の作業量・仮設携帯 TB の利用状況把握等の調査を実施している。
- ・平成 23 年度は平成 23 年 7 月 15 日から 8 月 18 日までの 35 日間、仮設式携帯トイレブースの設置試験を行った。期間中 198 名がブースを利用した。アンケート結果では携帯トイレカートリッジの持参率や携帯トイレ使用率はこの 3 年間横ばいで有り、普及に向けた取組が必要とされている。

利用適正化基本計画および利用の心得の今後の取り扱いについて

釧路自然環境事務所

○経緯

釧路自然環境事務所では、専門家、地域関係団体、関係行政機関からなる「知床国立公園利用適正化検討会議」を設置し、以下の利用適正化基本計画及び利用の心得を定めている。知床エコツーリズム戦略の策定に当たり、これらの既存の計画等の今後の取り扱いを検討する必要がある。

- ・「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」（平成16年12月）
- ・「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」（平成17年9月）
- ・「知床半島先端部地区利用の心得」（平成20年1月）
- ・「知床半島中央部地区利用の心得」（平成21年1月）

○「利用の心得」の今後の取り扱い

利用の心得は知床国立公園を訪れる際のルールやマナーを定めたものであるため、特に中央部地区の利用の心得は一般的な禁止事項を設定している。よって、先端部、中央部ともに今後とも利用の心得の広報・周知を図る。

ただし、知床エコツーリズム戦略に基づく利用の心得の変更、廃止等の提案があった場合には、検討会議での議論を尊重し、変更等の必要な対応を実施する。

○「利用適正化基本計画」の今後の取り扱い

利用適正化基本計画は知床国立公園の主要な地点等におけるあるべき姿や守るべき利用のルール、管理運営などを定めたものである。特に中央部地区利用適正化基本計画には主要な地点での利用に関する基本的な方針が定められているため、次年度に改定を予定している「知床国立公園管理計画」に必要な内容を反映させたいうで、利用適正化基本計画は廃止する。

ただし、知床エコツーリズム戦略に基づき主要な地点等における利用に関する提案があった場合には、検討会議での議論を尊重し、知床国立公園管理計画の変更等の必要な対応を実施する。また、知床国立公園管理計画においても知床エコツーリズム戦略に基づく検討が優先である旨を明記する。

○知床国立公園の管理計画について

- ・地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するもので、地方環境事務所長が定める。
- ・管理の基本方針、風致景観及び自然環境の保全に関する事項、適正な公園利用の推進に

関する事項、公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項等について記載する。

- ・知床では、平成5年3月以降、見直しが行われていない状況。平成17年には世界自然遺産に指定され、「科学委員会」「地域連絡会議」が設置されるとともに「遺産地域管理計画」等の各種計画の策定が実施されている。その他、公園事業の執行状況、自然生態系や公園利用の状況等、平成5年以降大きく変化しているため、全体的な内容の見直しを行う。
- ・検討会を設置し、平成24年度中に改定を実施する予定。

(参考)

知床国立公園管理計画及び利用適正化基本計画における羅臼湖に関する記載内容

✓ 知床国立公園管理計画

- ・一部で踏み荒らしによる植生の荒廃が見られることから、植生保護のため歩行区域を限定する等必要な措置を講ずる。
- ・無制限な利用を防ぐため、今後とも入口標識の整備は行わないものとする。

✓ 知床半島中央部地区利用適正化基本計画

- ①高山帯の湿原群を巡るルートで、近年利用者が増加傾向にある。湿原植生の保護を最優先とし、静寂な雰囲気の中でより質の高いトレッキング利用による自然体験を提供する場所とする。
- ②羅臼湖歩道入口へのアクセス手法としてシャトルバス等の導入(羅臼温泉～知床峠～ホロベツ～ウトロ)と併せて専用停車帯等利用の安全対策及び横断道路での違法駐車対策、入口表示の手法等について検討を行う。
- ③近年、利用者が急激に増加しており、今後当該地の自然環境や体験の質に悪影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。また、より質の高い自然体験を得ることができるガイドシステムについても検討を行う。
- ④羅臼湖歩道は、既存施設の破損箇所等の修復及び沿線の植生保護のために必要な整備や立入防止ロープ柵等により保護管理を行う。
- ⑤シーズンには定期的な巡視を行い、植生の保護状況等を把握し、必要な対策を講じる。また、外来種の侵入状況のモニタリング及びその対策等についても検討を行う。

- ・平成 24 年度に羅臼岳登山道銀冷水に 2 基の固定式携帯トイレブースを設置する予定。携帯トイレシステムの本格運営に向けて関係行政機関や関係団体間での管理体制構築に向けた準備を行っている。

4. 知床連山二つ池における今後の対応

- ・知床連山におけるキャンプサイトである二つ池には、知床半島高山帯の全体の中でも数少ない湿原が分布しており、湿原の植物の生息地として極めて希少である。知床世界自然遺産地域科学委員会委員等により、登山道の複線化による植生の荒廃とルート変更等の対策の必要性が指摘されてきた。
- ・平成 24 年度は現地調査を実施したうえで、小規模なルートの変更を実施することを検討している。キャンプサイトやフードロッカーの位置は変更せず、複線化した湿原域を通過する箇所をハイマツ帯に変更することを想定。ルートは植生の専門家および地元関係団体の意見も踏まえて決定する。

4) 知床エコツーリズム戦略(案)

知床エコツアーリズム戦略 (案)

知床世界自然遺産地域
適正利用・エコツアーリズム検討会議

平成24年3月

「知床エコツアーリズム戦略」 目次

1. はじめに	1
2. 戦略の目的	1
3. 現状と課題	1
(1) 観光やエコツアーリズムの現状と経緯	
(2) 現在生じている課題	
(3) 今後予想される課題	
4. 既存の法律、制度、ルール	3
5. 基本方針	3
(1) 基本原則	
(2) エコツアーリズムを含む観光利用の推進にあたって必要な視点	
6. 戦略の対象	5
(1) 戦略の対象となる地域	
(2) 戦略の対象となる活動	
7. 守るべき知床の価値	5
(1) 自然に関する価値	
(2) 人と自然の関わりについての価値	
(3) 非日常性から得られる価値	
8. 将来目標	7
(1) 遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上	
(2) 世界の観光客に対する知床らしい良質な自然体験の提供	
(3) 持続可能な地域社会と経済の構築	
9. 具体的方策	7
(1) 利用コントロール	
(2) 守るべきルールの設定と指導	
(3) 情報の発信	
(4) ガイドの育成とガイド利用の推奨	
(5) 文化的資産等の活用	
(6) 利益の還元	
(7) 施設整備	
(8) モニタリング	
10. 戦略の実行体制	9
(1) エコツアーリズムを含む観光利用に関する政策決定手順	
(2) 検討会議の構成と運営	
11. 見直しの手法、期間	10

1. はじめに

知床エコツーリズム戦略は、「知床世界自然遺産地域管理計画」に基づき、知床世界自然遺産地域（以下、「遺産地域」という）の全ての関係者が連携・協働・合意し、知床におけるエコツーリズムを含む観光利用の基本方針を定めたものである。知床の観光利用はこの戦略に基づいて実施するものとし、関係者は議論における合意を尊重しなければならない。

知床半島は、シマフクロウ、シレットコスミレ等の希少種が生息・生育し、サケ科魚類、トドや鯨類等の海棲哺乳類、海鳥、渡り鳥にとって重要な地域となっている。また、流氷によりもたらされた栄養塩により海洋の生産性が高く、海域と陸域の生態系が相互に密接に関係していることが世界的にも高く評価されて世界自然遺産に登録された。

遺産地域の自然環境は世界的にも類まれな価値を有しており、その保全は重要な課題であるが、こうした自然環境の価値を多くの人々が享受できる必要がある。実際、遺産地域や周辺地域には、年間約 180 万人の観光客や登山者、釣り人、シーカヤッカー等が訪れ、エコツーリズムや観光を楽しんでいる。

しかし、主たる利用形態はマスツーリズムによる通過型の観光であることから、特定の自然景勝地に観光利用が集中し、交通渋滞、植生の踏み荒らし、ヒグマとの軋轢等の課題が生じている。また、遺産登録時のブームが過ぎ去り、知床への観光客数が減少している一方で、海外からの観光客数は増加傾向にあり、さらに、観光形態が通過型の観光から個人やグループによるオリジナルツアーへと転換しつつある。そのため、提供するプログラムやサービスも多様なニーズに対応することが求められている。

課題の背景の一つとしては、エコツーリズムを含む観光利用に関する基本方針や合意がないことが挙げられる。そこで、こうした課題や変化に対応するため、遺産地域の原生的な自然を保全しながらより高度に享受し、理解するための観光利用の方法や、より深く自然を楽しみ学んでもらうための取り組み等を、地域全体でこの戦略に基づき推進していく必要がある。

2. 戦略の目的

この戦略は、知床におけるエコツーリズムを含む観光利用の推進により、自然環境を保全しその価値を向上しながら知床らしい良質な自然体験を提供し、あわせて持続可能な地域社会と経済の構築を図るため、遺産地域の全ての関係者が、共通の将来目標と、その目標を地域主導で達成するための方法を共有することを目的とする。

3. 現状と課題

(1) 観光やエコツーリズムの現状と経緯

知床における観光利用は 1964 年に国立公園に指定されてから本格的にスタートし、「知床旅情」のヒットや知床横断道路の開通、国有林での天然林伐採問題等を契機とした知床ブームによって観光客数が増加した。知床横断道路や天然林伐採に関わる自然保護運動と

その後の展開は全国的に話題となり、知床のイメージ形成に影響を与えている。当時より北海道外からの観光客が多くを占めており、1970年代までは路線バス、貸切バスでの利用が多かったが、1980年代にはマイカーが主流となった。

2005年には世界自然遺産に登録され、現在では遺産地域と周辺地域に年間約180万人の観光客が訪れている（2010年）。近年は登山、トレッキング、シーカヤック、ホエールウォッチングといった体験型の観光利用が増加してきており、多様な利用形態が見られるようになった。しかし、主な観光利用は知床五湖やフレペの滝、知床峠での短時間滞在型の周遊とウトロ沖の観光船に集中している。

エコツーリズムの原型は1970年代後半にユースホステルが宿泊客に対して行っていた顧客サービスに見られ、その後知床財団により積極的に自然解説が開始された。2000年代に入るとガイド事業者が本格的に増加し、知床五湖、羅臼湖、フレペの滝、ポンホロ沼等でエコツアーが実施されている。また、羅臼港よりホエール・バードウォッチング、ウトロ港よりヒグマ等の野生動物観察を目的とした観光船が運航している。

エコツーリズムに関する取組としては、2001年より環境省釧路自然環境事務所、斜里町、羅臼町を中心に、知床国立公園の適正な利用のあり方に関する検討が進められ、基本計画や利用の心得等を定めている。2004年には地域関係団体による「知床エコツーリズム推進協議会」と地元のガイド事業者による「知床ガイド協議会」が設置された。

2010年には環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道が、専門家、関係行政機関、地域関係団体からなる「知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツーリズム検討会議」（以下、「検討会議」という）を設置し、これまでの活動を統合するとともに、エコツーリズムの推進等に関する検討を進めている。

（２）現在生じている課題

- 特定期間・特定地区への観光利用の集中
- エコツーリズムを含む観光利用に関する統合的な基本方針、合意手段の欠如
- 自動車利用の適正化と環境に配慮した交通システムの構築
- ヒグマや猛禽類等の野生動物との接し方の確立とその啓発
- ルール・マナーの啓発と違反抑制のための巡視、指導體制の確立
- 登山道等におけるし尿処理や土壌浸食、植生荒廃
- 観光利用のニーズの多様化への対応、海外からの観光客の増加に伴う多言語対応
- 地域全体としてのホスピタリティとエコツアー率の向上
- 先端部地区・山岳地域等における遭難・海難・ヒグマによる事故等の発生

（３）今後予想される課題

- 人口減少、交通システムの変化等による観光客の減少
- 環境変動による観光資源の変化（気候変動による流氷の減少等）

- 地域の人口減少によるエコツーリズムの担い手不足
- 観光利用の時期やエリアの拡大に伴う野生生物への影響
- 観光客とヒグマとのトラブルの増加

4. 既存の法律、制度、ルール

既存の法律や制度、自主ルール等を関係者で共有し、エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたっては、これらとの整合性に十分留意する必要があることから、主なものを付属資料2に示す。

5. 基本方針

(1) 基本原則

知床におけるエコツーリズムを含む観光利用は、以下の3つの原則に基づいて推進する。

- 遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上
- 世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供
- 持続可能な地域社会と経済の構築

(2) エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたって必要な視点

- 地域主体・自律的・持続的であること

遺産地域の自然環境を保全し、持続可能な地域社会と経済を構築するため、これまで知床に暮らし、知床の自然を活用してきた地域関係者が主体的に取り組み、地域主導の観光利用が推進されることが望ましい。

地域の主体的な取組に対し、関係行政機関は相互に連携を図り、法律、制度、各種事業等の運用を通じて統一的に支援を行う。

また、エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたっては、満足度を向上させリピーターを増加させる、サービスを地域内から調達する等の取組により、地域社会と経済に対し持続的な貢献を図ることも必要である。

- 共有・協働・連携・ネットワーク

知床におけるエコツーリズムを含む観光利用を行うに当たり、企画を検討し、ルールを定め、運営・管理し、観光客に対する良質な自然体験を提供するため、多様な主体の連携と協働が必要である。特に知床はガイドツアーが活発であり、良質な自然体験の提供や自然環境の保全に重要な役割を果たしていることから、ガイドの育成やガイド事業者との連携・協働は重要である。また、観光船事業者やシーカヤック事業者も同様の役割を果たしており、利用と保全の両面で陸域と海域の連携が求められる。

関係者は検討会議や全国のボランティア等とのネットワーク等の活用により、密接

な連携の確保と情報の共有を図る。

○自然環境を保全すること

自然環境を保全するために、観光利用は自然生態系のもつ環境収容力の範囲内とする。そのために、個別地区の自然生態系の脆弱性や、観光客数といった利用状況などの特性を十分考慮し、具体的方策を検討する。

観光利用により野生動物の生息域の縮小や繁殖率の低下、人馴れによる生活環境の変化、高山植物の生育地の減少といった重大な影響を自然生態系に与えてはならない。特に湿原や高山帯といった植生の回復が困難である場所での観光利用や、シマフクロウをはじめとした希少野生生物を対象とした観光利用は、少人数であっても生態系に対して大きな影響力を持つため慎重に検討すべきであり、地域の合意を基本とした専門的な知見に基づくルールや法的な担保に基づく利用システムの設定を行うことが求められる。また、遺産地域の有する原始性を保持するため、施設整備の制限や利用期間・人数の設定を検討する。なお、過度な観光利用の集中による自然環境への影響を防ぐため、観光利用の分散や多様化を図ることも重要である。

○自然生態系に関する理解を促進すること

良質な自然体験を提供するため、ガイド利用等により知床の自然の価値や生態系の仕組み、野生生物の生態等を啓発することが重要である。自然生態系への理解を促進することにより、自然と接する際のルールを知ることができ、また、自然環境保全に対する意識の向上に繋がる。

知床は日本の中で原生的な自然環境が保全されている数少ない貴重な地域であり、効果的な啓発が実施できる。また、自らの力で原生自然に挑戦し、その素晴らしさを体感する機会を提供することも期待される。

○地域の文化・歴史的背景を踏まえること

知床では古くからアイヌの人々が生活し、シマフクロウやヒグマ、シャチ等をカムイとして崇め、狩猟や漁労、植物採取等をしながら、豊かな自然を大切にきた文化を育んできた。また、19世紀から漁場運営が始まっており、現在の多様な漁業の発展につながっている。エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたっては、これらの自然に向き合い培ってきた文化的・歴史的背景に十分留意する必要がある。特に、漁業活動への適切な配慮が求められる。

○自己責任の原則と管理責任の分担

自然環境を利用する際の原則は、自然環境に内在する危険性を理解した上で、自己の判断に基づき行動することであり、その結果として事故による損害が生じた場合の

責任は自らにある。この自己責任の原則が適正な観光利用につながり、多様な観光形態を可能にしていることから、積極的に啓発していく必要がある。

なお、エコツアー等の推進にあたっては、実施するエコツアー等の性質に応じ、観光客に対し、安全・リスクに関する情報を事前に十分伝えるとともに、安全確保のための備えを事前に行う必要がある。

一方で、施設の不備により事故が生じた場合の責任は施設管理者にある。観光客が多くなるにつれて高い水準の管理が求められるようになると、施設管理者の管理責任が重くなるだけでなく、施設以外の自然物に起因する事故であっても関係行政機関は責任を負う場合が出てくる。このように管理責任が重くなる場合には、効果的な管理や利用機会の拡大のために、観光利用を推進する者が管理責任を分かち合うことが必要である。

○知床のブランド価値を高めるという視点を持つこと

知床は世界自然遺産に登録されており、また、古くから自然保護の取組がなされてきた地域である。全国に多数の知床ファンがおり、世界自然遺産というブランドに魅力を感じて知床を訪れる観光客も多い。遺産地域やその周辺地域も含め、知床のブランド価値を高めるような観光利用（例えば、観光利用で得られた利益の一部を地域の自然や社会に還元する仕組みの導入など）を推進することにより、経済と環境の好循環につなげることができる。

また、水産物のようにすでにブランドとして価値が確立されているものもあり、農林水産物の生産や社会基盤整備等においても、知床全体のブランド価値の向上のため、個別のブランド価値を損なわず、価値を高めることが求められる。

○順応的管理型であること

エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたっては、関係行政機関と観光利用を推進する者が観光利用に伴う自然環境への影響や観光客の満足度等をモニタリングし、検討会議で評価の上、その結果に応じて利用方法や管理手法等の見直しを行う。

6. 戦略の対象

(1) 戦略の対象となる地域

遺産地域及び遺産地域の自然環境に影響が及ぶ観光利用が実施されている地域を対象とする。

(2) 戦略の対象となる活動

戦略の対象となるエコツーリズムを含む観光利用とは、戦略の対象となる地域に入域する全ての観光活動、自然体験活動を指す。

7. 守るべき知床の価値

(1) 自然に関する価値

知床では、北半球南限の流氷に代表される豊かな海域の自然と海岸から高山まで一体で残された原生的な陸域の自然が、川や生物を通じて相互に循環する独特の生態系を見つめ、体感できる。また、ここに息づく生物群集の多様性や大型野生動物や希少な生物の営みも、他では見ることのできない知床におけるエコツアーの価値である。代表的なものとして次のようなものがあげられる。

- 火山活動や浸食により作られた複雑で険しい地形、数々の滝、温泉、噴気孔などから垣間見ることのできる地球の活動と自然美
- 浅海域から稜線までの多様な植生の垂直分布、固有種や絶滅危惧種を含む独特の海岸植物、湿原植物、高山植物
- クリオネからマッコウクジラまで、植物・動物性プランクトン、海藻、魚類、海鳥、鰐脚類、鯨類と多くの生物が息づく北半球の海氷の南限に見られる豊かな海洋生物相
- シロザケ、カラフトマス、オショロコマが自然産卵を行い命の循環が見られる河川
- 豊穡の海・川・森に支えられた原生的な動物群集、自然本来の動物群集、ヒグマ、エゾシカ、オジロワシ、シマフクロウなどの大型野生動物や希少生物

(2) 人と自然の関わりについての価値

知床には、自然に培われてきた人間の文化・営みが存在し、今も活動が行われている。過去の人の営みを今に伝える遺跡が数多く残されていることに知床の価値があり、また、現在自然の恵みの中で営まれた自然を育て、活用する活動が継続されていることも知床の価値である。代表的なものとして次のようなものがあげられる。

- 知床半島各地に残る縄文時代以降の各時代の竪穴式住居跡やチャシ跡等の遺構、アイヌ文化を今に伝える地名や伝承
- 近代の人々の活動の歴史を伝える農業開拓や鉱山開発の跡地に残る建物跡や近代化遺産
- 知床連山を背景に展開される定置網、海峡を照らす漁り火、番屋や漁港の漁業の営みの風景、自然と共に生きる人々との交流
- 市民参加により本来の生態系を取り戻そうとする「しれとこ 100 平方メートル運動」の活動の姿、ヒグマなど野生生物との共存を図るための取り組み、希少種保護のための活動

(3) 秘境感に根ざす非日常性から得られる価値

大地の突き出たところ（シリエトク：アイヌ語）である知床は、その自然の厳しさ、

険しさが開発や利用を拒み、原生自然のフロンティアとして残された国内でも稀な地域である。その独特の雰囲気やそれらから得られる体験もエコツーリズムにおける知床ならではの重要な価値である。代表的なものとして次のようなものがあげられる。

- 人気や人工物、人工の光のない自然の広がりから得られる静寂性、孤独感、秘境感
- 奥深い自然に分け入ることにより自らの技量を試し、得られる達成感、到達感
- ヒグマが高密度に存在することにより得られる緊張感、生命感
- 遠く千島列島、カムチャッカに連なる自然を彷彿とさせる日本離れしたオホーツク圏の異国的雰囲気

8. 将来目標

(1) 遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上

- 全ての観光利用を自然生態系のもつ環境収容力の範囲内とする。
- 本戦略に基づくエコツアーの割合を向上させる。

(2) 世界の観光客に対する知床らしい良質な自然体験の提供

- 観光客の満足度を向上させることで、リピーターを増加させる。
- 知床特有の環境を活用したエコツアーの種類、数を充実させる。

(3) 持続可能な地域社会と経済の構築

- 地域主導のエコツアーを増加させるとともに、サービスの地域内からの調達を増加させ、地域消費率を向上させる。
- 利益還元仕組みを導入したエコツアー数を増加させる。

9. 具体的方策

(1) 利用コントロール

自然環境の保全、観光客の安全確保、原始性の保持、付加価値の向上等の目的に応じて、法的な担保に基づく利用システムの設定やルールによる利用のコントロールを行う。人数やアクセスを制限することによる少数利用者への誘導、事前申請・届出やガイド同伴義務による特定利用者への誘導、利用エリア、利用期間の限定、シャトルバスシステムの導入等が想定される。なお、利用コントロールを実施した場合、観光客からの情報の還元が容易になる。

(2) 守るべきルールの設定と指導

自然環境の保全、観光客の安全確保、地域の文化・生活への配慮等の目的に応じて、観光客が守るべきルール及びツアー企画者やガイド等の観光利用を推進する者が守るべきルールを設定する。特に、脆弱な自然環境の利用に関しては、地域合意を基本と

した専門的な知見に基づくルールを設定する必要がある。ルール遵守のため、関係行政機関で連携し、巡視・指導体制を確立するとともに、ガイド事業者等の協力を得ることも必要である。また、ルールの遵守は良質な自然体験に繋がることから、設定したルールは広く公開・啓発するとともに、関係者間でルールの遵守を確認しあう必要がある。

(3) 情報の発信

地域主体のエコツアーの増加や守るべきルールの周知等を目的として観光客やメディア等に対して情報の発信を行う。情報の発信にあたっては、知床のブランド価値の向上に繋がるよう留意すべきである。例えば、エコツアーにおける自然生態系への配慮を積極的に発信する、ロゴやイメージを統一して情報を発信する等が想定される。また、知床の斜里町側と羅臼町側、陸域での活動と海域での活動で互いに情報の共有を図り、知床全体として一体となった情報を発信していくことで、満足度の向上や地域消費率の向上につながる。なお、海外からの観光客が増加傾向にあり、英語等の多言語での情報発信に取り組む必要がある。

(4) ガイドの育成とガイド利用の推奨

ガイドの育成・推奨により、観光客への知床らしい良質な自然体験の提供、地域文化・産業に関する情報発信といった観光客へのサービスが向上するだけでなく、野生生物との接し方や歩道の踏み外し防止等の指導による自然環境の保全、事故防止やパトロール、情報収集による遺産地域の管理等の多面的な効果も期待できる。知床の原生的な自然環境を活用し、自然の価値やその仕組み、保全の重要性等を啓発することにより、自然生態系への理解を促進することが重要である。また、観光客の満足度を向上するためにも、理念や心得等を定着させるとともに、ガイドの知識や技術の向上を図る。

(5) 文化的資産等の活用

知床には先人達が生業を営んできた歴史がある。アイヌ文化、近代の鉱山開発、戦後開拓等の遺構や旧家屋等が残されており、戦後開拓や入植等については多くの史料が保存されている。また、特に羅臼側では、半島先端部に至るまで多くの住民がコンブ漁のため番屋に季節移住していた。観光利用の多様化と分散のため、これらの文化的資産の活用を行う。また、農業、漁業等の産業と連携したエコツアーの構築や、観光客によるボランティア活動の実施についても検討する必要がある。なお、文化的資産の活用・紹介に当たっては保全に留意する必要がある。

(6) 利益の還元

自然環境の保全、ブランド価値の向上等を目的として、観光利用によって得られた利益を地域の自然や社会に還元する仕組みを検討する。直接的な利益の還元のほか、知識や情報の伝達、情報発信の推進等による還元も歓迎される。

(7) 施設整備

適正利用を念頭に管理水準・整備水準を検討し、必要な施設整備を行う。整備に際しては年次計画を定め、計画的に実施する。また整備計画に際しては、あわせて継続可能な管理体制の構築を行う。安全対策、管理活動実施、情報周知、利用分散、自然環境の保全・再生、交通アクセスの適正化等を目的とした施設整備を推進する。なお、未利用施設の再生・保全・活用を図ることも必要である。

(8) モニタリング

順応的な管理を行うため、関係行政機関や観光利用を推進する者は観光客による踏み荒らし等の自然環境への影響、観光客の満足度や感想、観光客のニーズや行動の変化等をモニタリングする。調査方法のみならず検証の方法、体制についても検討する必要がある。

10. 戦略の実行体制

(1) エコツーリズムを含む観光利用に関する政策決定手順

○検討会議への提案と承認の仕組み

知床において新しい観光利用を開始する、新たなルールを作成する等の提案は誰でも自由に検討会議において実施することができる。提案内容については、発案時と決定時の2回、検討会議での承認が必要となる（発案時の提案が承認されれば、発案者が個別部会を組織し詳細を検討し、その結果を再度検討会議で承認する。）発案時は提案内容が本戦略の趣旨や目的に沿っているか、及び個別部会の構成員が妥当かについて判断される。決定時は部会での詳細な検討結果が本戦略の将来目標に向けた準備ができていないか、基本方針に合致した計画内容かについて審査し、再度判断される。

なお、検討会議での提案にあたっては、斜里町、羅臼町の役場において、提案内容の妥当性や必要な手続き等について、事前に相談することができる。

○個別部会の設置について

個別部会は発案内容に関連のあると考えられる地域関係団体等を網羅する必要があるとともに、公平な判断を行うため、適正利用・エコツーリズムWG委員等の直接的に利害に関連しない者がオブザーバー等で参加することが望ましい。

○検討会議において承認された提案の尊重

検討会議において承認された提案を適切に推進するため、行政機関は、法律、制度、各種事業等の運用を通じて支援を行う。また、地域関係団体は、検討会議で承認された観光利用の推進、ルール等の遵守に協力することが求められる。

○各種法制度、他計画等との調整の仕組み

既存の法律等を逸脱する提案や既存活動の持つ慣例等への配慮を欠いた提案を検討会議において承認することは認められない。関係する法律等を所管する行政機関や既存活動の実施者の代表は、法律等や慣例の趣旨や内容を検討会議で説明する必要がある。

(2) 検討会議の構成と運営

検討会議は専門家（知床世界自然遺産地域科学委員会適正利用・エコツーリズムワーキンググループ委員）、地域関係団体及び関係行政機関（知床世界遺産地域連絡会議適正利用・エコツーリズム部会）、事務局から構成される（構成員は付属資料4のとおり）。

検討会議における提案の承認の可否については、地域関係団体及び関係行政機関が判断する。ただし、専門家による科学的立場からの助言は検討会議において尊重されるべきである。また、検討会議の座長は専門家より選出する。

1.1. 見直しの手法、期間

戦略に基づくエコツーリズムを含む観光利用の状況、各種モニタリング結果、社会環境の変化等を踏まえ、概ね10年ごとに戦略の見直しを行う。評価や見直しは検討会議において実施する。

知床エコツーリズム戦略(案)付属資料 目次

付属資料1 観光利用やエコツーリズムの経緯

付属資料2 既存の法律と制度の概要

- (1) 自然環境保全と水産資源保全に関する主要な法律と制度
- (2) 観光とエコツーリズムに関する主要な法律と制度
- (3) 遺産地域に関する自主ルール
- (4) 各種保護規制に関する図面

付属資料3 適正利用・エコツーリズムに関する既存の計画

- (1) 知床国立公園適正化利用基本構想
- (2) 知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画
- (3) 知床国立公園知床半島中央部地区利用適正化基本計画
- (4) 知床五湖利用調整地区利用適正化計画
- (5) 知床エコツーリズム推進計画
- (6) 知床エコツーリズム推進実施計画

付属資料4 検討会議構成員

付属資料5 個別の課題解決に関するアイデア

- (1) 先端部地区
- (2) 中央部地区
- (3) 海域
- (4) 隣接地域
- (5) 半島全域

付属資料 1 観光利用やエコツーリズムの経緯

知床国立公園指定～

1952年	羅臼岳登山道開削（岩尾別-羅臼岳）
1953年	羅臼岳登山道開削（羅臼温泉-羅臼岳）
1960年	縦走路開削（羅臼平-硫黄山）
1960年代前半	登山口までの車道も充分整備されていなかったことなどから、一部の愛好家が羅臼岳を目指す状況であった。 道路の整備や登山口にホテルができたこと、また山小屋が移設されたこと、更には1964年に国立公園に指定され、秘境として全国的にその名を馳せたのと相まって登山者が増加。
1960年代～70年代	観光客は、青年、学生など若者中心。この時代から道外客が多く（60%）、夏型観光（6～9月 88%）が特徴。また、1970年頃までの利用交通機関は路線バスや貸切バスであり、70年代初めからマイカーが増え始め、1973年にはバス利用 73%、自家用車 24%となる。
1964年	知床国立公園指定 知床半島めぐり観光船就航
1966年	知床国立公園羅臼管理官事務所開設 知床五湖遊歩道完成
1967年	硫黄山登山道開削（知床林道-硫黄山-羅臼平） 羅臼湖登山道開削（羅臼岳登山道-羅臼湖） 「秘境として未開の大自然に恵まれた知床半島中央高地で、安全登山と自然保護」を趣旨とする、全日本登山体育大会が、羅臼岳～硫黄山連山等の主なコースで開催され、役員・選手約 600 名余が参加。これをきっかけに岳人達を引きつけるようになった。 望郷台中腹に「レストハウス」完成

第 1 次知床ブーム～

1971年	歌手・加藤登紀子「知床旅情」のヒットと観光ブーム
1974年	知床国立公園 10 周年を記念して斜里・羅臼両町による「知床憲章」を制定
1977年	農業開拓跡地を乱開発から守り森林に復元することを目的として、住民と自治体が主体となった「しれとこ 100 平方メートル運動」がスタート。
1978年	斜里町立知床博物館開館 露天風呂「熊の湯温泉」完成
1979年	斜里町立知床博物館が各種自然観察会を開始
1970年代後半～80年代	連山の縦走路の利用や硫黄山も含めて、インターハイの全道や近隣の地区大会が相次いで行われた他、高校の野外研修あるいは町民登山会、更には大学山岳部やワングルによる合宿等も行われた。個人の増加や旅行会社によるツアーもあり、登山者は増加の一途をたどった。

1980年	知床の保護問題（知床横断道路・国有林伐採計画）とその後の展開が全国的に話題になり、知床の価値や魅力を広く伝える効果があった。そして知床には「原生的自然があり、それが保護されている」というイメージが定着した。
-------	---

第2次知床ブーム～

1980年	知床横断道路開通 両町を結ぶ知床横断道路（国道334号）が開通したことにより、公園利用者は約240万人と増大した。マイカー利用が主流になり、それまでは冬期休業が主であったウトロのホテルも通年営業になった。
1983年	羅臼ビジターセンター開館
1984年	「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ」により知床岬一帯のレクリエーション目的の立ち入りを抑制。

第3次知床ブーム～

1986年	知床国有林伐採問題が全国的に報道
1988年	知床自然センター開館
1990年	知床国立公園において、スノーモービル等の車馬の乗入れ規制地区を指定
1991年	ウトロに知床国立公園管理官事務所開設
1993年	斜里町環境保全課で世界自然遺産に関する調査を開始
1994年	知床国立公園指定30周年を契機に、羅臼町と斜里町で世界遺産登録への取り組みを検討開始
1997年	しれとこ100平方メートル運動募金目標達成、新運動「100平方メートル運動の森・トラスト」開始
1999年	知床五湖・カムイワッカ間のマイカー規制開始 道の駅「知床・らうす」開館
1990年代後半	日本百名山ブーム、ツアー登山ブームで、羅臼岳に登山者が多数来訪
2001年	「知床国立公園適正利用基本構想検討会」を設置（2004年に「知床国立公園利用適正化検討会議」に移行。）
2002年	「羅臼町・知床世界遺産登録推進協議会」設立
2003年	道山岳連盟の全道交流登山会が行われ、全道から多くの岳人が訪れた。 「世界自然遺産候補地地域連絡会議」（現「世界自然遺産地域連絡会議」）設置
2004年	日本政府がユネスコに知床の世界自然遺産登録を推薦 斜里町と羅臼町が環境省のエコツーリズムモデル事業に応募 「知床ガイド協議会」設立 「知床世界自然遺産候補地科学委員会」（現「知床世界自然遺産地域科学委員会」）設置 「知床エコツーリズム推進協議会」発足

「知床世界自然遺産候補地管理計画」策定

「知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画」策定

知床世界自然遺産登録～

2005年	知床が世界自然遺産に登録 「知床国立公園知床半島中央部地区利用適正化基本計画」策定 知床に1万人以上の登山者が来訪 知床エコツアーリズム推進協議会が「知床エコツアーリズム推進計画」策定 知床五湖高架木道建設開始
2006年	道道知床公園羅臼線・天狗岩トンネル開通 道の駅「知床・らうす」の来場者が100万人を突破 知床半島先端部地区への立ち入り自粛を要請 羅臼沖で海の船上エコツアー(漁業見学体験等)開始
2007年	「知床世界自然遺産・知床国立公園羅臼ビジターセンター」開館 知床エコツアーリズム推進協議会が「知床エコツアーリズムガイドライン」策定 「知床世界遺産地域多利用型統合的海域管理計画」策定 道の駅「うとろ・シリエトク」、「しゅり」開館 JR知床斜里駅リニューアル(駅舎改修、観光センター新築) 知床エコツアーリズム推進協議会が「知床エコツアーリズム推進実施計画」策定
2008年	知床羅臼観光協会が札幌国際大学と観光振興を目指し協定を締結 第32回世界遺産委員会において知床の保全状況に関する決議が採択 「知床国立公園知床半島先端部地区利用の心得」の策定 知床五湖方面冬季利用試行事業開始
2009年	ウトロ地区に知床世界遺産センター開館 ルサ地区にルサフィールドハウス開館 環境省、林野庁、文化庁、北海道が「知床世界自然遺産地域管理計画」策定 「知床国立公園知床半島中央部地区利用の心得」の策定
2010年	「知床国立公園利用適正化検討会議」から「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツアーリズム検討会議」に移行 知床五湖高架木道(一湖畔まで全長800m)開通 知床世界遺産センター、羅臼ビジターセンター利用者10万人を突破
2011年	知床五湖で「利用調整地区制度」の適用開始 知床五湖フィールドハウスおよびパークサービスセンター開館 羅臼町郷土資料館開館 道路特例使用制度試行によるカムイワッカから硫黄山登山口の利用再開
2012年	「知床半島ヒグマ保護管理方針」策定

付属資料2 既存の法律と制度の概要

(1) 自然環境保全と水産資源保全に関する主要な法律と制度

ア 自然環境保全法

○遠音別岳原生自然環境保全地域

「原生自然環境保全地域」は、人の活動により影響を受けることなく原生状態を保持し、一定のまとまりを有している土地の区域で、自然環境を保全することが特に必要な地域について、環境大臣が「自然環境保全法」に基づき指定及び管理する地域。当該地域は、1980年に遠音別岳周辺が知床国立公園の区域から除外され、「遠音別岳原生自然環境保全地域」に指定された。原生自然環境保全地域においては、学術研究等特別の事由による場合を除き、工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕及び放出、落枝の採取や焚き火など当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為が禁止されている。

※関わりのある利用形態：②

イ 自然公園法

○知床国立公園

「国立公園」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、環境大臣が「自然公園法」に基づき指定及び管理する地域である。同法に基づき、1964年に「知床国立公園」に指定された地域のすべてが、遺産地域に含まれている。公園の保護及び利用上重要な地域であって工作物の新改増築、木竹の伐採等の行為は環境大臣の許可が必要とされている「特別地域」、及び公園の核心的部分を厳正に保護する地域であって工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕及び放出、落葉落枝の採取やたき火等の行為についても環境大臣の許可が必要とされ、より厳正に保護が行われている「特別保護地区」、並びに海面の埋め立て等の行為に環境大臣への届出が必要とされる「普通地域」がそれぞれ国立公園の保護規制計画に基づき指定され、この地域区分に応じて各種行為が規制されている。また、自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図るため、国立公園の利用施設計画に基づき、歩道やビジターセンター等の整備が行われている。

※関わりのある利用形態：①②③④⑤

○知床五湖利用調整地区

「利用調整地区」は、将来にわたって自然公園の風致景観を維持するとともに、適正な利用を推進するため公園計画に基づき特別地域内に指定される公園利用の制限

※関わりのある利用形態記号：

①観光周遊、②登山・トレッキング、③動力船による観光・探勝、④③以外の海域レジャー、⑤釣り

地区。指定地区内に公園利用者が入る場合には、環境大臣（または環境大臣が指定した機関）の認定を受ける必要がある。2002年の自然公園法改正で創設された制度。なお、公園計画は規制計画と施設計画に大別され、それぞれ利用面と保護面の制度が当てられている。利用調整地区制度は、「利用規制計画」として位置付けられる。利用規制計画にはこの他、公園内の自動車利用等を制限する「自動車利用適正化（マイカー規制）」がある。知床五湖では2011年から同制度が導入された。

※関わりのある利用形態：①②

ウ 国有林野の管理経営に関する法律

○知床森林生態系保護地域

「森林生態系保護地域」は、我が国の森林帯を代表する原生的な天然林が相当程度まとまって存在する地域を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に質することを目的としている。森林生態系保護地域は、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき計画的に国有林野の管理経営を行う中で、地域毎の具体的な管理経営の計画策定に係る細部事項を定めた「国有林野管理経営規程」により策定された「国有林野施業実施計画」において設定し管理する地域である。本制度に基づき、1990年に知床半島の中心部の地域が「知床森林生態系保護地域」に設定され、さらに2004年には、知床横断道路西側の遠音別岳周辺地域まで拡大された。

※関わりのある利用形態：①②

エ 森林法

○保安林

「保安林」は、森林法に基づく森林保護制度で、水源かん養、土砂崩壊などの災害の防備、生活環境の保全などの特定の公共目的のために必要な森林を農林水産大臣または都道府県知事が指定している。保安林においては、その保全と適切な施業の実施による保安機能の確保のため、森林所有者に作為、不作為の義務が課せられている。また、一方で私権制限の程度に応じて租税の減免等の措置が講じられている。

※関わりのある利用形態：①②

オ 鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）

○国指定知床鳥獣保護区、知床特別保護地区

「国指定鳥獣保護区」は、国際的又は全国的な鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域について、環境大臣が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する地域である。同法に基づき2001年に指定された国指定知

※関わりのある利用形態記号：

①観光周遊、②登山・トレッキング、③動力船による観光・探勝、④③以外の海域レジャー、⑤釣り

床鳥獣保護区及び同特別保護地区が遺産地域と重複している。狩猟が禁止されている「鳥獣保護区」に加えて、特に鳥獣の生息、繁殖の場として重要な場所は一定の開発行為が規制される「特別保護地区」に指定されているとともに、より一層の保護管理を図る区域として、特別保護地区の一部（ルシヤ地区）が「特別保護指定区域」に指定されている。「特別保護指定区域」では、木竹以外の植物の採取、動物の捕獲、落葉落枝の採取に加え、犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること、鳥獣の営巣に影響を及ぼす可能性のある観察及び撮影等が規制されている。

※関わりのある利用形態：①②③④⑤

カ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）

○国内希少野生動植物種

「国内希少野生動植物種」は、本邦に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、「種の保存法」に基づき、政令で定められるものである。遺産地域に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の鳥類が国内希少野生動植物種に定められており、捕獲、殺傷、譲渡し等が禁止されている。

※関わりのある利用形態：①②③④⑤

キ 文化財保護法、北海道文化財保護条例

○天然記念物

「天然記念物」は動植物（生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む。）、地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。遺産地域に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ、クマガラ等の鳥類及び昆虫類1種（カラフトルリシジミ）が天然記念物に指定されている。天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要である。また、遺産地域内には「北海道文化財保護条例」に基づく「道指定天然記念物」として「羅臼の間歇泉」が指定されており、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、北海道教育委員会の許可が必要である。

※関わりのある利用形態：①②③④⑤

ク 漁業法、水産資源保護法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

○北海道海面漁業調整規則、北海道内面漁業調整規則

水産資源については、「漁業法」及び「水産資源保護法」に基づく「北海道海面漁業調整規則」及び「北海道内水面漁業調整規則」による規制に加え、漁業者、漁業

※関わりのある利用形態記号：

①観光周遊、②登山・トレッキング、③動力船による観光・探勝、④③以外の海域レジャー、⑤釣り

団体の自主的取組による資源の管理・利用に関する規制や資源の増殖等の管理が行われている。 知床半島の主要な水産資源であるシロザケ、カラフトマスについては、これらの法令に基づき、海面や内水面での採捕が制限されている。

また、スケトウダラについては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」により、毎年、採捕量の上限值を設定し、採捕量を管理するほか、漁業者、漁業団体等が各種調査等を活用して自主的に資源管理の取組を行っている。

※関わりのある利用形態：③④⑤

ケ 斜里町ポイ捨て禁止条例

この条例は、ポイ捨てを禁止することにより、知床世界遺産の自然景観を保全するとともに地域の環境美化を推進し、もって町民の生活環境の向上を図ることを目的とする。ポイ捨てとは、空き缶等（空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器（中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。）、包装袋、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、レジ袋、犬猫の糞、釣り魚と残滓及びし尿と用便紙）をみだりに捨てること又は放置することをいう。

※関わりのある利用形態：①②③④⑤

（２）観光とエコツーリズムに関する主要な法律と制度

ア エコツーリズム推進法

2003年に「エコツーリズム推進会議」が設置され、エコツーリズムの普及・定着を目的とした推進方策が検討された。その一つが、環境省をはじめとする関係省庁が、モデル地区の個性を活かしたエコツーリズム推進への取り組みを支援する3ヵ年継続事業の「エコツーリズム推進モデル事業」であった。

モデル事業実施地区を公募したところ、53の地方公共団体から応募の中から、知床を含む13地区が選定された。その後2008年に施行された「エコツーリズム推進法」とは、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かした適切なエコツーリズムを推進するための総合的な枠組みを定める法律として環境省、国土交通大省、農林水産省、文部科学省により施行された。

この法律において「自然観光資源」とは、動植物の生息地又は生育地および、自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源をいう。市町村長は、エコツーリズム推進協議会が定めるエコツーリズム推進全体構想に従い指定した特定自然観光資源が、旅行者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認められるときは、区域への立ち入りを制限することができる。

※関わりのある利用形態：①②③④⑤

※関わりのある利用形態記号：

①観光周遊、②登山・トレッキング、③動力船による観光・探勝、④③以外の海域レジャー、⑤釣り

イ 観光圏整備法（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律）

○知床観光圏

「観光圏」とは、自然、歴史、文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であり、その観光地同士が連携して2泊3日以上滞り型観光に対応出来るよう、観光地の魅力を高めようとする区域を指し、国土交通大臣が認定する。認定を受けた観光圏は、計画に位置づけた観光圏整備事業について、国からの補助金などで総合的な支援が受けられる。各観光圏の整備事業には、体験型のプログラム開発、二次交通の整備、宿泊の魅力向上、観光情報の発信強化などに関する事業が挙げられている。「知床観光圏」は、2009年に認定を受け、知床半島周辺の4町が連携し、世界遺産にも登録された自然環境と、観光の共生を図った自然体験型の観光圏を目指す。

※関わりのある利用形態：①②③④⑤

(3) 遺産地域に関する自主ルール

ア 知床ルール

○中央部地区利用の心得

「知床半島中央部地区」の一部の利用拠点において、過剰利用・集中利用による自然環境への悪影響が顕在化しつつあったため、知床の持続的な保全を図りより良い形で後世に引き継いでいくために心得（マナー）を定めた。

※関わりのある利用形態：①②③④⑤

○先端部地区利用の心得

「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」に定められた利用形態である「海岸トレッキング利用」、「沿岸カヤッキング利用」、「山岳部登山利用」、「沿岸河口付近でのサケ・マス釣り利用」によって「先端部地区」に立ち入る利用者、及び「動力船による海域利用」に関し、自然保護やリスクの軽減の観点から留意すべき事項や禁止事項を定め、「先端部地区」の風致景観と生態系を時速的な保全のために策定された。

※関わりのある利用形態：①②③④⑤

○知床エコツアーリズムガイドライン

自然ガイドやガイド事業者が守るべき共通のルールを定め、地域で共有することによって、ガイドの質を維持・向上すると共に、安全管理と自然環境の保全が図られたガイドツアーの実施を奨励し、それを一般利用者へもアピールするために策定された。

※関わりのある利用形態記号：

①観光周遊、②登山・トレッキング、③動力船による観光・探勝、④③以外の海域レジャー、⑤釣り

※関わりのある利用形態：①②③④⑤

イ 知床ガイド協議会

○知床ローカルルール「流氷」

流氷を利用した自然体験ツアーを行うガイド事業者に対して、価値ある流氷体験の存続や流氷事故防止のために定めたルール。

※関わりのある利用形態：④

○知床五湖ガイドライン

知床五湖ガイドにおける計画段階、散策前、遊歩道内の行動などについて、現在五湖を利用しているガイドが心がけるべき事項をとりまとめた。

※関わりのある利用形態：①②

ウ 羅臼遊漁釣り部会自主ルール

国立公園及び世界自然遺産に指定されている羅臼の海において、関係法令・規則はもとより、「知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画」の趣旨を尊重し、知床ならではの健全で秩序ある遊漁を持続的に提供することを目的として、海難事故の防止、資源保護・環境保護を図るためのルールを定めている。

※関わりのある利用形態：⑤

エ 知床羅臼観光船協議会 野生鳥獣ウォッチング自主ルール

世界自然遺産登録地・知床の羅臼町沖および標津町沖の根室海峡海面と知床岬先端部沖において、船舶を用いて流氷、同海域に出現する野生鳥獣のウォッチング観光、野外学習、撮影取材や学術調査支援などを業務受託する会員、利用者の安全確保を第一とし、地域におけるこれらの望ましい振興、共存、鑑賞対象の野生鳥獣の保全のあり方の模索と実践を目的として制定された。野生鳥獣ウォッチング時の自主ルールとして、安全運行、野生鳥獣への配慮、オジロワシ・オオワシに対する給餌に関するルールが制定されている。

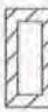
※関わりのある利用形態：③

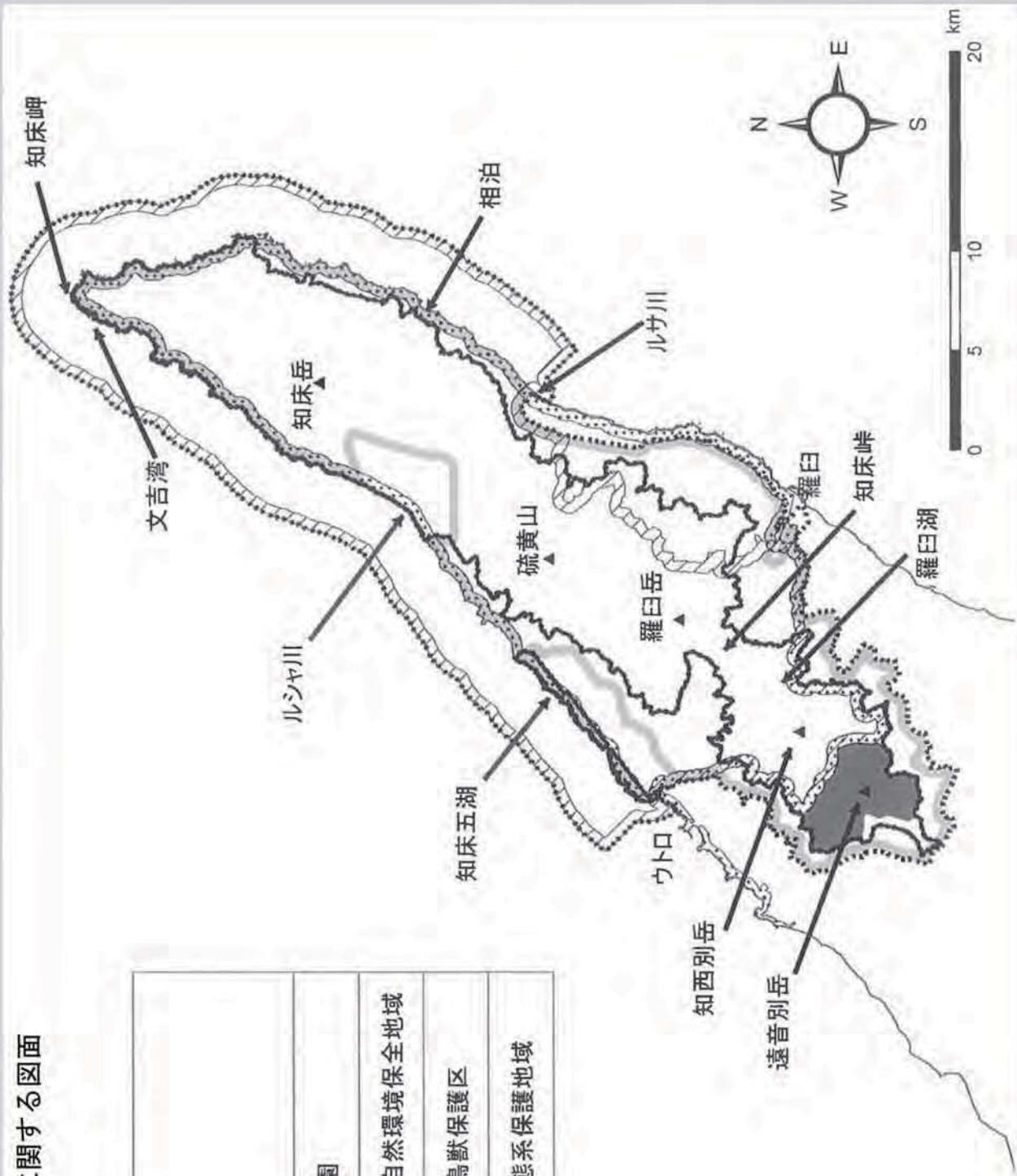
※関わりのある利用形態記号：

①観光周遊、②登山・トレッキング、③動力船による観光・探勝、④③以外の海域レジャー、⑤釣り

(4) 各種保護規制に関する図面

凡例

世界自然遺産区域	
	A地区
	B地区
	知床国立公園
	遠音別原生自然環境保全地域
	国指定知床鳥獣保護区
	知床森林生態系保護地域



付属資料3 適正利用・エコツーリズムに関する既存の計画

知床国立公園適正化利用基本構想	平成13年度策定
知床国立公園適正利用基本構想検討会	
<p>【概要】</p> <p>知床国立公園の望ましい保護と利用のあり方（利用の適正化）について、学識経験者、地域関係団体及び関係行政機関で構成する「知床国立公園適正利用基本構想検討会」が設置され、次のことを踏まえて各地区ごとの利用適正化基本計画を作成することが提案された。</p> <p>○基本思想</p> <p>知床国立公園の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を前提とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想とする。</p> <p>○それを踏まえた前提</p> <p>知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全</p> <p>○基本方針</p> <p>原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る。</p>	
知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画	平成16年12月策定
知床国立公園利用適正化検討会議	
<p>【概要】</p> <p>「知床半島先端部地区」において、本地区の原始性の高い自然景観と多様な生態系を適正に保全するため、利用の適正化のための「あるべき姿」、(基本方針及び利用形態別取扱い方針)、「守るべきルール」(利用の調整及び詩利用の心得)、「管理運営」等を定めることにより、立入利用者が風致景観と生態系の持続的な保全に支障を及ぼすことのないように策定された計画。</p>	
知床国立公園知床半島中央部地区利用適正化基本計画	平成17年9月策定
知床国立公園利用適正化検討会議	
<p>【概要】</p> <p>「知床半島中央部地区」において、良好な自然景観と多様な生態系を適正に保全しつつ、利用者により良い自然体験を提供し、さらにより良い形で後世に引き継ぐため、「あるべき姿（基本方針及び利用区分別取扱い方針）や「守るべき利用ルール（利用のコントロール及び利用の心得）」、「管理運営」等を定めることにより、利用の適正化を図るために策定された。</p>	

知床半島中央部地区利用適正化実施計画	平成19～21年度
知床国立公園利用適正化検討会議	
<p>【概要】</p> <p>「知床国立公園適正利用基本構想」における基本思想・方針等、及び「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」を踏まえ、「知床五湖地域」、「羅臼湖地域」、「知床連山地域」、及び「カムイワッカ地域」の利用適正化を推進するため、地域ごとの「実施対策」、「利用の心得」、「実施体制」、「モニタリング」等について、利用適正化検討会議構成機関・団体が各年度に実施する計画として策定された。</p>	
知床五湖利用調整地区利用適正化計画	平成23年10月策定
知床五湖の利用のあり方協議会	
<p>【概要】</p> <p>「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」を前提として、「原始的な自然の地域において、一定のルール下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る。」ことを基本方針とし、知床五湖地区が過剰な量に伴う問題、あるいは高密度に生息するヒグマとの軋轢を生じさせないための効果的な利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保するための計画。</p>	
知床エコツーリズム推進計画	平成17年6月策定
知床エコツーリズム推進協議会	
<p>【概要】</p> <p>豊かで多様な自然環境と、その自然によって育まれた地域の産業・文化を活かした「知床型エコツーリズム」を地域住民、来訪者、事業者が共に築き上げていくことができるよう、エコツーリズム推進のための基礎となる施策の実施、仕組みの整備等を進めるための計画。魅力的かつ環境への負荷に配慮したプログラムの開発と展開、各種ガイドラインの検討、景観保護の必要性、モニタリング調査、情報発信の充実化、海外エコツーリストの誘致に関する取り組み、知床、及び、その周辺地域の広域的連携に向けて、自然環境保全への還元への検討等について記載されている。</p>	
知床エコツーリズム推進実施計画	平成19年3月策定
知床エコツーリズム推進協議会	
<p>【概要】</p> <p>知床で今後取り組むべきエコツーリズムの推進のための施策について、具体的な目標とビジョンを明確にし、道筋を示した計画。知床エコツーリズムガイドラインの運用、滞在型観光の推進、統一窓口によるインフォメーション機能、地域発信型ツアーの企画・開発、ガイドのスキルアップ、知床の自然保護活動の実施、既存観光地の利用のあり方に関する検討、観光収入を環境保全に還元するシステム構築の検討等について記載されている。</p>	

付属資料4 検討会議構成員

【知床世界自然遺産地域科学委員会適正利用・エコツーリズムワーキンググループ委員】

敷田 麻実	北海道大学観光学高等研究センター【座長】
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院
石川 幸男	弘前大学白神自然環境研究所
小林 昭裕	専修大学北海道短期大学
庄子 康	北海道大学大学院農学研究院
中川 元	斜里町立知床博物館
間野 勉	北海道立総合研究機構環境科学研究センター

【知床世界自然遺産地域連絡会議適正利用・エコツーリズム部会】

【地域関係団体及び関係行政機関】

ウトロ地域協議会	釧路開発建設部
ウトロ漁業協同組合	網走開発建設部
知床斜里町観光協会	北見運輸支局
知床羅臼町観光協会	釧路運輸支局
羅臼町・知床世界自然遺産協議会	網走海上保安署
羅臼漁業協同組合	羅臼海上保安署
知床ガイド協議会	北海道警察釧路方面本部
公益財団法人 知床財団	北海道警察北見方面本部
知床エコツーリズム推進協議会	斜里町
知床自然保護協会	羅臼町
斜里山岳会	
羅臼山岳会	
羅臼遊漁釣り部会	
斜里第一漁業協同組合	
知床小型観光船協議会	
知床羅臼観光船協議会	
一般財団法人自然公園財団 知床支部	

【事務局】

環境省釧路自然環境事務所・北海道森林管理局・北海道

付属資料5 個別の課題解決に関するアイデア

(1) 先端部地域

- フードコンテナ、クマスプレーの貸し出しを公的サービスとして行う。
- 法的担保等を持つ制度を適用して、確実な保全と適正な公開の両立を図る。
- 漁業者に迷惑をかけないマナーについて確実に伝える。
- 知床先端海岸部の清掃について、全国からボランティアを募り実施すると共に良質な自然体験の提供とする。
- カヤック利用者やトレッカーの利用に便利な地点に、安全が確保された野営指定地をいくつか設ける。
- ルシャ地区については、特別地域としての独自の管理システムを設定し公平に公開できる仕組みを創設することで、特権的に立ち入って人慣れを極端に助長するカメラマンの立ち入りを禁止する。
- 知床岬(アブラコ湾)・モイレウシにレンジーステーションを設け、野営者や通過者の指導・情報提供などにあたり、そこを拠点とした監視活動を展開する。
- ルシャ地区および知床岬地区への立ち入りに関しては公的管理下とするなどの特別ルールを適用する。
- 知床岳の冬期利用促進を検討する。

(2) 中央部地域

- 中央部地区において、ガイド同伴の仕組みやシャトルバス使用を検討する。
- ホロベツ〜カムイワッカ（もしくはイダシュベツ）、岩尾別温泉道路、ルサ〜相泊、知床横断道路にシャトルバスシステムを整備する。また、乗換拠点において短時間のレクチャーを実施する。また道路沿いを散策路やトレッキングコースとして利用する。
- 知床連山、羅臼湖等の利用者に対し、事前レクチャーを受けるシステムを整備する。
- 登山利用にあたっては安全対策の観点から、羅臼岳のみの路線と硫黄山・カムイワッカへの縦走路線とに分けて対応する。
- 巡視、調査研究、環境教育、歩道の維持補修、植生保護、し尿処理、利用者・ガイド・エージェントへの関係遵守事項の周知、利用者からの情報収集体制、管理要員の増、行政の一元化等について、関係機関、団体等により協議し、具体的かつ確実に取り組む。
- 知床連山の縦走路の一部区間において、ルート変更を検討する。
- 携帯トイレ使用のためのブースを早急に設置する。
- イダシュベツ河口にバス転回場と展望施設を整備し、知床五湖からイダシュベツはシャトルバスを運用する。展望地からカムイワッカ間は廃道とし、カムイワッカ湯の滝やカムイワッカ展望地、知床大橋、硫黄山登山口には徒歩または自転車で行く体制にする。それによってカムイワッカ四の滝等も自己責任で利用させる。

- ヒグマ遭遇の対策のため、フレペの滝遊歩道森林部分のコース変更や高架化を検討する。
- 湯ノ沢キャンプ場、国設ウトロ野営場などにおける電気柵やヒグマ対策用ゴミ箱、食料保管庫などを整備する。
- ルサー相泊間のシャトルバスシステム運用のための乗換拠点機能を整備する。
- ルサフィールドハウス周辺の環境を整備・修復し、利用者の滞留機能を強化する。
- ルサー相泊間の道路や海岸へのヒグマの侵入を物理的に防ぐ対策を強化し、ヒグマ観察を目的とする人に対して、代替措置として誘導できる環境を整備し、シマフクロウの観察が可能な機能も付加する。
- ルサ河口周辺の釣り人のマナーの悪さと、ヒグマ誘引と事故発生の危険性の対策として、魚を適切に処理できる施設を整備し、釣り人が自然に施設に立ち寄る環境を作る。

(3) 海域

- 船上ガイドの定期的な勉強会等によるスキルアップを行う。
- 観光船の新コースの検討及びイベントの開催を検討する。
- 観光船が欠航した時の代替プログラム案を検討する。
- ヒグマやケイマフリに対しての保護活動、情報提供や調査協力に取り組む。また、広報活動やブランド化等により野生動物の利用価値を最大限に引き出すとともに、ルールを制定する。
- 同一のフィールドで活動する業者での共有ルールと協力体制を確立する。また、新規参入時のルール作りや漁業業者との利用場所の分けを検討する。
- 二酸化炭素削減など、環境に配慮した運航を行う。

(4) 隣接地域

- 知床半島基部の農耕地帯とそれを取り巻く山々の魅力を提供する体制を整備し、知床利用の多様性を高める。

(5) 半島全域

- 知床で毎日異なるプログラムを体験しながら1週間滞在できるよう、自然体験プログラムの開発を進める。
- 旧開拓地の家屋や半島先端部の旧番屋などの再整備、管理のための管理団体の設立。
- 各団体の安全規定やアクティビティ毎の安全対策に関するガイドライン、人材を育成・認定する団体組織について、認証制度を設ける。
- ガイドツアーの語り部として、農業開拓1世、2世や引退した漁業者など、知床の自然とともに産業活動を行ってきた関係者の経験・知恵を生かす。
- サシルイ川、モユルス湾などにオジロワシ・オオワシ類の観察舎などを設けるなど、鳥類にストレスのない状況で観察ができるようにする。

